

特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業

助成金申請の手引き

Ver.1.0

令和5年5月

＜令和5年度交付申請受付期間＞
令和5年5月19日から令和5年7月 31 日まで

(お問い合わせ先・申請書類提出先)

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル 10 階

TEL:03-5990-5269

ホームページ: <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/tokutei-saiene>

受付時間:月曜日～金曜日(祝祭日及び年末年始を除く)

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分



東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社(現公益財団法人東京都環境公社)が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

《目次》

助成金を申請される皆様へ	1
1. 事業概要	2
1.1 目的(実施要綱第1条参照)	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 申請手続きの流れ	3
2. 助成内容	4
2.1 助成対象者(交付要綱第3条参照)	4
2.2 助成対象機器(交付要綱第4条参照)	5
2.3 助成対象事業(交付要綱第5条参照)	6
2.4 助成対象経費(交付要綱第6条参照)	7
2.5 助成金額(交付要綱第7条参照)	12
2.6 交付の条件(交付要綱第11条参照)	14
2.7 注意事項	15
3. 交付申請から助成金交付までの流れ	18
3.1 交付申請(交付要綱第8条、第9条参照)	18
3.2 審査	19
3.3 交付決定(交付要綱第10条参照)	20
3.4 実績報告(交付要綱第19条参照)及び契約等による被交付者の地位の承継(交付要綱第14条参照)	20
3.5 助成金の額の確定(交付要綱第20条参照)	21
3.6 助成金の交付(交付要綱第20条参照)	22
4. その他必要に応じた手続き等	23
4.1 申請の撤回(交付要綱第12条参照)	23
4.2 一般承継による被交付者の地位の承継(交付要綱第13条参照)	23
4.3 契約等による被交付者の地位の承継(交付要綱第14条参照)	23
4.4 事情変更による決定の取消し等(交付要綱第15条参照)	24
4.5 被交付者情報の変更に伴う届出(交付要綱第16条参照)	24
4.6 助成事業の廃止(交付要綱第17条参照)	24
4.7 助成事業の変更(交付要綱第18条参照)	24
4.8 交付決定の取消し(交付要綱第21条参照)	24
4.9 本助成金の返還(交付要綱第22条参照)	25
4.10 違約加算金(交付要綱第23条参照)	25
4.11 延滞金(交付要綱第24条参照)	25
4.12 他の助成金等の一時停止(交付要綱第25条参照)	26
4.13 財産の管理(交付要綱第26条参照)	26
4.14 財産の処分(交付要綱第27条参照)	26
4.15 助成事業の経理(交付要綱第28条参照)	27
4.16 調査等、指導・助言(交付要綱第29、第30条参照)	27

4.17 個人情報等の取り扱い(交付要綱第 31 条参照)	27
5. 申請及び実績報告等の提出書類について	28
5.1 提出書類一覧	28
6. 提出書類に関する注意事項・作成例等	32
6.1 単線結線図	32
6.2 計算例	33
6.3 助成対象機器の調達に係る契約書類(写し)	36
6.4 領収書の写し及び内訳書	37
6.5 保証書の写し	38
6.6 モジュールの出力対比表	39
6.7 接続契約のご案内の写し	39
6.8 住宅の全景写真	40
6.9 モジュールの設置完了後の写真	41
6.10 モジュールの割付図	42
6.11 口座情報の写し	43
6.12 契約等による地位承継の原因契約書類の写し	44
7. 補足資料等	45
7.1 補足1 優れた機能性を有する太陽光発電システムの設置について	45
7.2 補足2 優れた機能性を有する太陽光発電システムに関する基準について	49
7.3 補足3 提出様式における住宅環境性能等の記載について	50



助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する助成金交付事業については、東京都（以下「都」という。）の公的な資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。公社としても、厳正な助成金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しても厳正に対処いたします。

「特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業」に係る助成金を申請される方、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点について十分にご認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 本事業の実施については、「特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）及び「特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業助成金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づいて行われます。
2. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載があってはなりません。
3. 助成対象機器の設置に関し、安全面及び法規面については申請者が十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。公社は、本助成金の交付対象として設置された機器について、本助成金の要件を満たしているか否かは審査いたしますが、安全面や法規面については何ら保証するものではありません。
4. 助成金で取得し、整備し又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することをいう。）しようとするときは、あらかじめ処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。また、その際に助成金の返還が発生する場合があります。なお、公社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、交付要綱第27条第1項及び別表第2に定める期間をいいます。
5. 公社は、申請者その他の関係者が、偽りその他の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し、相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
6. 前記事項に違反した場合は、公社からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

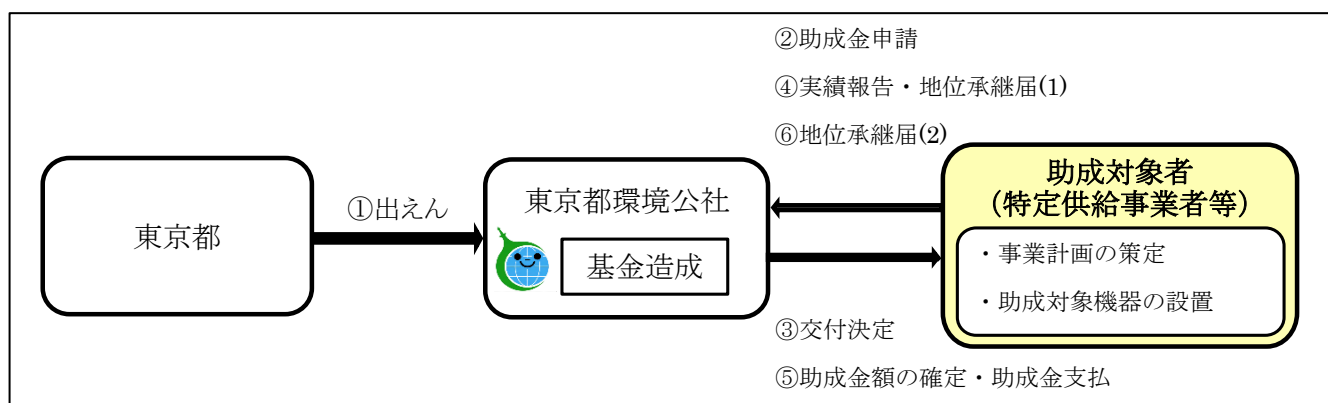
また、機器設置にあたっては、環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を準拠するとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」で定める日常生活の騒音・振動の基準を遵守するよう、お願いいたします。

1. 事業概要

1.1 目的(実施要綱第1条参照)

本事業は、令和7年4月1日に施行する改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。)第23条の7から第23条の9までの規定に定める中小規模特定建築物への断熱・省エネ性能の確保、再生可能エネルギー設備の設置等の義務付け及び誘導を行う仕組み(以下「建築物環境報告書制度」という。)の施行を確実なものにするため、東京都内(以下「都内」という。)における年間供給延べ面積が合計20,000㎡以上の事業者又は年間供給延べ面積が合計5,000㎡以上で建築物環境報告書制度における申請を行い知事から承認を受ける予定の事業者のうち、再生可能エネルギー利用設備等を設置する事業者に対し支援を行うことを目的としています。

1.2 事業スキーム



●都の出えん金による基金造成

都は本事業の原資を公社に出えんし、公社はその出えん金により基金を造成します。

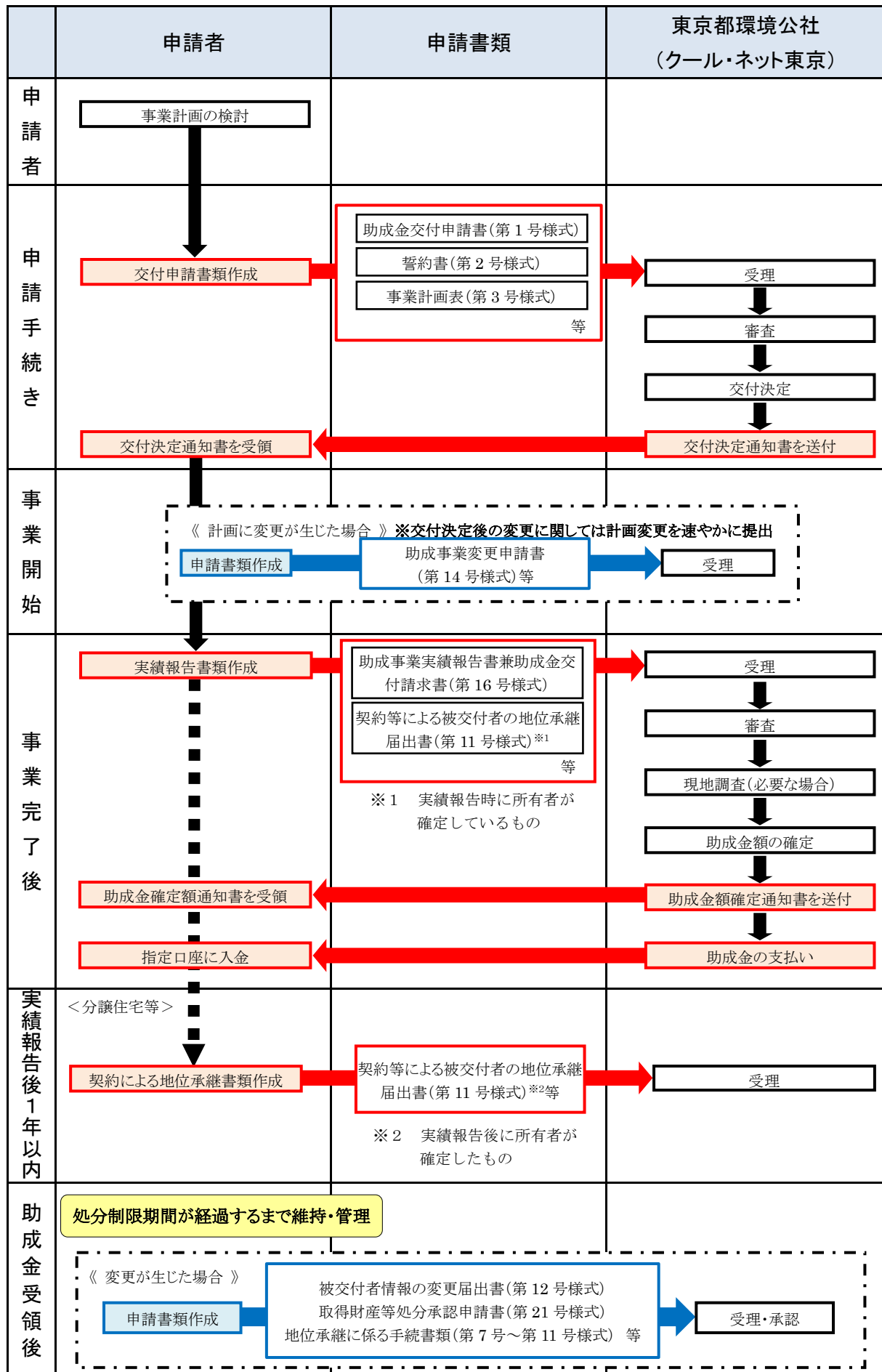
●基金を活用した助成事業

公社は基金を原資として、助成対象となる太陽光発電システム、蓄電池システム及びV2Hを設置する特定供給事業者等に対して、その経費の一部を助成します。

➤ 事業実施期間 : 令和5年度から令和9年度まで(助成金の交付は令和11年度まで)

➤ 本事業の予算額 : 約30億円

1.3 申請手続きの流れ



2. 助成内容

2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）

本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の（１）及び（２）に該当する法人又は個人事業主であり、かつ以下のアからウに掲げる助成対象者の要件を満たす者であることが要件となります。

- （１）実施要綱第4 2に規定する助成金の交付対象となる機器（以下「助成対象機器」という。2.2 参照）を設置する特定供給事業者等
- （２）本助成金の交付を申請する際に、建築物環境報告書制度を踏まえた事業計画を提出し、令和7年度以降に建築物環境報告書制度に参加することを誓約する者

※本助成金の交付を受けた者は、令和7年度から施行される建築物環境報告書制度における特定供給事業者への該当/非該当にかかわらず、必ず当該制度に参加していただきます。なお、本助成金の交付を受けた者のうち、建築物環境報告書制度の義務対象者でない事業者についても、継続的に当該制度への参加をお願いします。

<助成対象者の要件>

ア 交付申請を行う日が属する年度の4月1日から遡って3年の間のいずれかの年度において、都内における年間供給延べ面積が合計 5,000 m²に達している必要があります。ただし、複数の事業者が単一のグループを構成し、交付要綱第8条に定める交付申請を行う場合（以下「グループ申請」という。）は、当該グループを構成する事業者の都内における年間供給延べ面積の合計が、交付申請を行う日が属する年度の4月1日から遡って3年の間のいずれかの年度において 5,000 m²以上となることを要件として、当該グループによる申請を認めます。なお、グループ申請に参加する全ての事業者は、令和7年度以降に建築物環境報告書制度に参加することを誓約する必要があります。予めご注意ください。

イ 助成対象機器を設置する都内の延べ面積が 2,000 m²未満の新築住宅及びその敷地（以下「住宅」という。）に他の者が所有する部分がある場合にあっては、助成対象機器を設置することについて、あらかじめ当該住宅に係る全ての所有者の承諾を得ていること。

ウ 助成対象機器について、都及び公社の他の同種の補助金の交付を重複して受けていない又は今後交付を受ける予定ではないこと。

※上記にかかわらず、次のいずれかに該当する者は助成対象者にはなりません。

- ・ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- ・ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- ・ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による申立て等、次条に定める助成対象事業の継続性について不確実な状況が存在

するもの

- ・ 過去に税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けているものその他公的資金の交付先として社会通念上適切でないと思われるもの

2.2 助成対象機器（交付要綱第4条参照）

助成対象機器は、次に掲げるとおりです。ただし、都内の住宅へ設置する場合であり、当該助成対象機器により供給される電気を、住宅の居住の用に供する部分で使用するものとします。（**全量売電する場合には、助成対象外となります。**）

（1）太陽光発電システム

次に掲げる全ての要件を満たす太陽光発電システムであること。

- ① 未使用品であること。
- ② 住宅に新規に設置されたものであること。
- ③ 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（IEC）の IEC61215-1 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。

※ 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の JETPVm 認証（モジュール認証）は下記ウェブサイトから確認できます（随時更新されます。）。

https://www.jet.or.jp/common/data/products/solar/JETPVm_list.pdf

※ 国際電気標準会議（IEC）の IEC61215-1 制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたものの場合、認証されていることが確認できる資料を提出してください。

- ④ 当該太陽光発電システムにより供給される電気を、当該太陽光発電システムを設置する住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること。
- ⑤ 太陽光発電システムの発電出力（kW を単位とし、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議（IEC）の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の**小数点以下第3位を四捨五入**した値のうち、いずれか小さい値とする。）が一棟当たり 50kW 未満であること。

（2）機能性 PV

（1）①～⑤に掲げる全ての要件を満たす機能性 PV であること。

※機能性 PV の設置に関する留意事項については「補足1 優れた機能性を有する太陽光発電システムの設置について」をご参照ください。

※上記を含め、機能性 PV の基準や認定製品等については、クール・ネット東京の事業ホームページをご参照ください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/kinousei-pv-2>

（3）太陽電池の架台

未使用品であり、かつ、住宅（集合住宅に限る。）の陸屋根に設置するものであること。

（4）蓄電池システム

次に掲げる全ての要件を満たす蓄電池システムであること。

- ① 未使用品であること。
- ② 住宅に新規に設置されたものであること。
- ③ 国が令和3年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
- ④ 当該蓄電池システムの蓄電容量(kWh)を単位とし、**小数点以下第3位を四捨五入**する。以下同じ。)が1kWh当たりの機器費が20万円以下であること。

(5) V2H

次に掲げる全ての要件を満たすV2Hであること。

- ① 未使用品であること。
- ② 住宅に新規に設置されたものであること。
- ③ 設置された日に、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において補助金の交付対象に該当する機器であること。

※対象機器については、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページでご確認ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター

トップページ <http://www.cev-pc.or.jp/>

対象機器はこちら

http://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R4/R4_v2h_meigaragotojougen.pdf

2.3 助成対象事業(交付要綱第5条参照)

本助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、都内の住宅に助成対象機器を新規に設置する事業であって、次の全ての要件を満たすものとします。

- ・本事業の実施期間中における各年度の4月1日から3月31日までを、各年度における助成対象機器の設置期間(以下「助成対象期間」という。)とし、当該期間内に2.2に定める助成対象機器を設置すること。

令和5年度の助成対象期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

なお、当該助成対象機器が設置される住宅における検査済証に記載された検査済証交付日を、助成対象機器の設置完了日とみなします。

- ・上記にかかわらず、発電出力が50kW未満の太陽光発電システム及び電気自動車等をV2Hの設置と併せて導入する場合においては、電気自動車等の車検証に記載された登録年月日又は当該助成対象機器が設置される住宅における検査済証に記載された検査済証交付日のいずれか遅い日を助成対象機器の設置完了日とみなします。
- ・本助成金の交付決定の通知を受ける者(以下「被交付者」という。)が、①助成対象機器を第三者に販売又は貸与することを目的としている場合、又は、②住宅の工事請負契約に基づき、助成対象機器を設置し、建築主に引き渡すことを目的としている場合において、被交付者は、当該契約において本助成金に相当する額を控除してください。

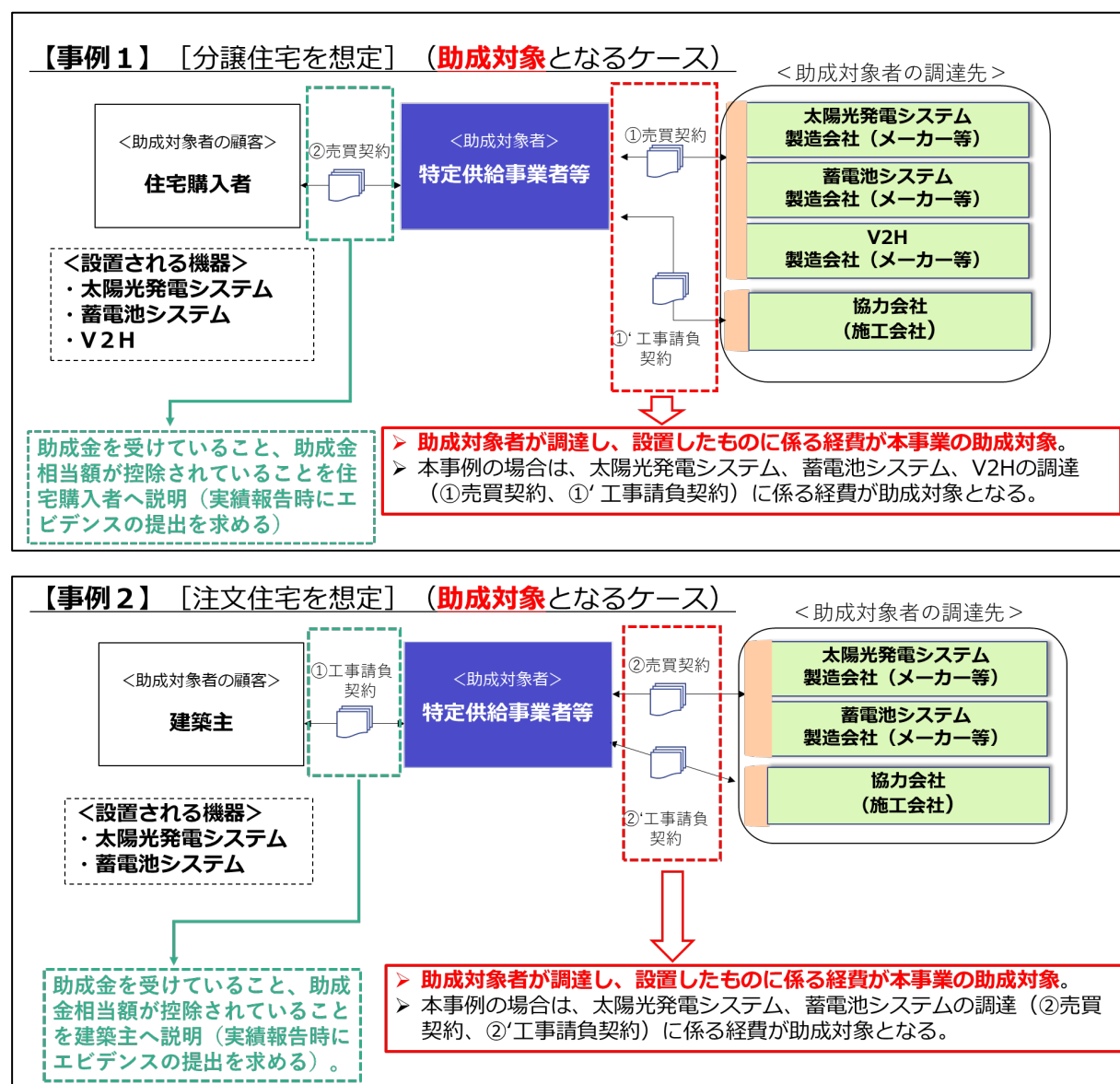
また、被交付者は、当該契約を締結する相手方に対し、契約締結の際に、**当該住宅は本助成金の交付を受けたものであることを書面により提示してください。**(2.7(1)参照)

2.4 助成対象経費(交付要綱第6条参照)

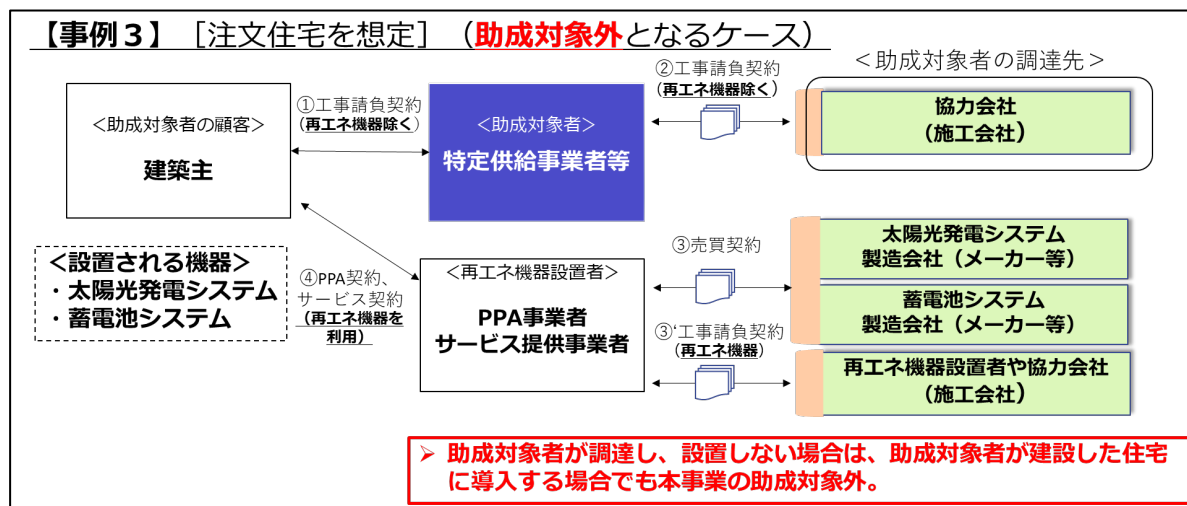
(1) 本助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、都内に新たに建築する延べ面積 2,000 ㎡未満の住宅及びその敷地に、助成対象機器を特定供給事業者等が調達し、設置するものに係る機器費、材料費及び工事費(消費税及び地方消費税は除く。)であって、設置完了日が助成対象期間内の日付に該当し、直接的かつ必要最小限の経費とし、助成金額は助成対象経費を超えないものとします。

※ 国及び他の地方公共団体による補助金が交付される場合、本助成金と当該補助金の合計額が助成対象経費を超えない範囲での交付となります。ただし、2.5(5) V2H 単独設置の場合は、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額が助成金額となりますので、ご注意ください。

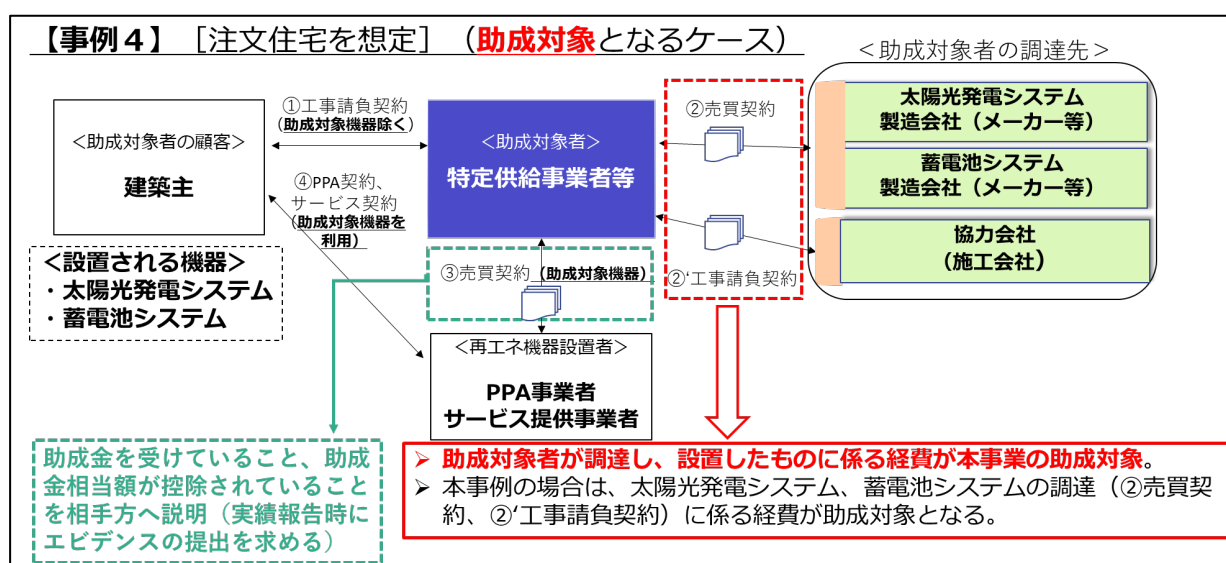
【助成対象となるケース・ならないケース】



【事例1】【事例2】ともに、助成対象者が助成対象機器の調達・設置を行っているため、助成対象となります。



【事例3】の場合、助成対象者は、機器の調達を行っていないため、助成対象外となります。



【事例4】については、【事例3】と同様に、PPA事業者が所有者となるスキームではありますが、助成対象者が機器を調達し、設置を行っているため、助成対象となります。

上記事例以外で、特有なスキームで、本助成金の利用を検討されている場合は、事前に公社へご相談ください。

(2) 各助成対象経費となる項目について

各助成対象経費は次の経費 (消費税を除く。) であり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

【全体】

	費目	項目
助成対象経費	機器費	助成対象機器の購入に必要な経費
	材料費	助成対象機器の設置に必要な材料に係る経費
	工事費	助成対象機器の設置と不可分の工事に必要な経費

【太陽光発電システム】

助成対象経費の対象となる項目

	費目	項目	
太陽光発電システム※1	機器費 (架台については材料費)	太陽光モジュール	
		付属機器※2	架台
			パワーコンディショナ
			保護装置・昇圧ユニット
			接続箱
			直流開閉器
			交流開閉器
			電力モニター
			余剰電力販売用電力量計
			配線・配線機器
	工事費	設置工事に係る費用※3	

※1 機能性 PV 及び集合住宅の陸屋根に設置する架台に係る経費を含めます。

※2 蓄電池や V2H 等は含みません。

※3 屋根の補修等、太陽光発電システム工事に直接関係しない経費を含みません。

【蓄電池システム】

助成対象経費の対象となる項目

	費目	項目	
蓄電池システム	機器費	蓄電池	
		付属機器※	パワーコンディショナ
			インバーター
			コンバータ
	工事費	設置工事に係る費用	

※ 太陽光発電システムや V2H 等は含みません。

【V2H】

助成対象経費の対象となる項目

	費目	項目	
V2H	機器費	V2H	
		付属機器※	パワーコンディショナ
			ケーブル類（通信・CT 等）
	工事費	設置工事に係る費用	

※ 太陽光発電システムや蓄電池システム等は含みません。

(3) 助成対象外となる経費の具体例は以下のとおりです。

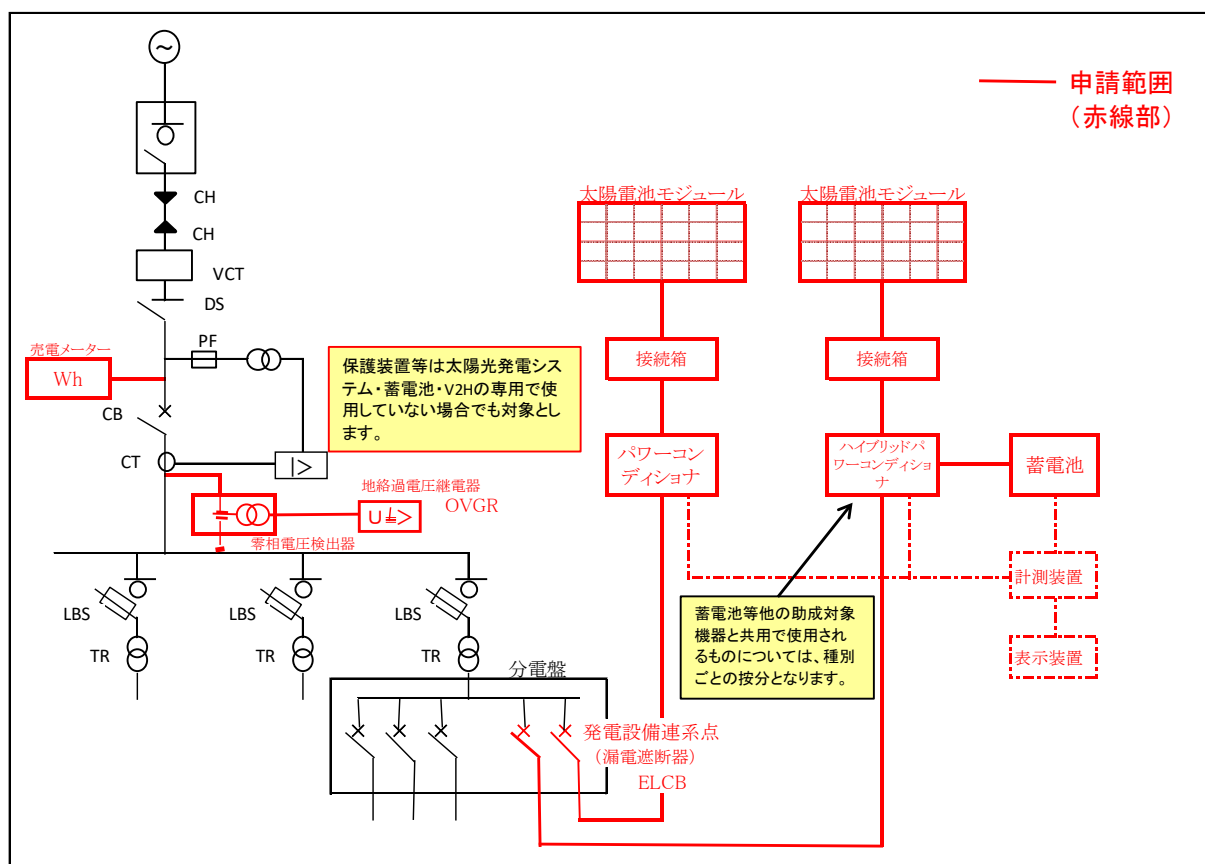
- ・土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事（野立ての場合、基礎部分のコンクリート、鉄筋等の費用のみ対象経費となります。）。
- ・建屋に係る費用
- ・植栽及び外構工事費（フェンス工事等）
- ・既設構築物等の撤去・移設・処分に係る経費
- ・産業廃棄物処理費
- ・土地の取得及び賃借料（リース代）
- ・中古品
- ・メンテナンス、保守点検等に係る費用
- ・助成対象外の機器と共用で使用する附帯機器（保護装置、逆潮流防止装置等は除く。）
- ・HEMS 機器
- ・助成対象事業に係る消費税及び地方消費税
- ・金融機関に対する振込手数料（ただし、振込手数料を取引先が負担し、取引価格に含まれている場合は、助成対象経費として計上することができます。）
- ・公社が過剰であると認める経費、予備若しくは将来用のもの又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費
- ・その他公社が助成対象外と認めた経費

(4) 対象機器以外の費用が含まれている領収書についても提出は可能ですが、助成対象経費であることを証明していただくため、公社の定める書式等で領収書の内訳を作成し、領収書と併せて提出してください。(6.4 参照)

(5) 助成対象範囲について

- ・原則、太陽光発電システム、蓄電池及び V2H の直接的かつ必要最小限の経費を助成対象経費とします。
- ・太陽光発電システムの助成対象経費となる項目は、太陽電池モジュール、付帯機器（架台、パワーコンディショナ、保護装置・昇圧ユニット、接続箱、直流開閉器、交流開閉器、電力モニター、余剰電力販売用電力計等）です。HEMS などのエネルギーマネジメント機器は対象外となりますのでご注意ください。
- ・複数の助成対象機器の出力を制御できるハイブリッドパワーコンディショナ又はトライブリッドパワーコンディショナを設置する場合は、当該機器の購入費及び工事費を各機器の費用として分離した内訳金額をそれぞれの助成対象経費とします。

<例>



2.5 助成金額(交付要綱第7条参照)

都の予算の範囲内において、助成対象機器の種別ごとに次のとおりとし、助成対象機器の機器費、材料費及び工事費の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）と交付上限額のいずれか小さい額を交付額とします。ただし、助成対象機器の設置に係る機器費、材料費及び工事費について国及び他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあっては、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付するものとします。ただし、2.5（5）V2H 単独設置の場合は、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額が助成金額となりますので、ご注意ください。

また、それぞれの助成対象機器に対する助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

（1）太陽光発電システム

対象物件		助成基準	助成金額 (①と②のいずれか 小さい額)	上限額
太陽光発電システム		発電出力（※） 3.6kW 以下	①120,000 円/kW ②360,000 円	太陽光発電シス テム全体にかか る助成対象経費
		発電出力 3.6kW 超、50kW 未満	100,000 円/kW	
上 乗 せ	機能性 PV	基準別表 2 に定める機 能性の区分	50,000 円/kW	
		基準別表 3 に定める機 能性の区分	20,000 円/kW	
	集合住宅の 陸屋根に設 置される架 台	(1) の発電出力	①200,000 円/kW ②架台設置に係る材 料費及び工事費	

※発電出力とは、「太陽電池モジュールの最大出力合計」と「パワーコンディショナの定格出力合計」のいずれか小さい値で、『kW を単位とし、小数点以下第 3 位を四捨五入』したものとします。

（2）機能性 PV

(1) で定める額に加えて交付するものとし、助成金交付申請日における優れた機能性を有する太陽光発電システムに関する基準（令和 5 年 2 月 28 日付 4 環気環第 318 号。以下「機能性 PV 基準」という。）に定める機能性の区分に応じ、(1) に掲げる機能性 PV に係る金額を当該機能性 PV の発電出力（機能性 PV が基準に定める周辺機器の場合にあっては、当該周辺機器にかかる太陽光発電システムの発電出力）に乗じて得た額とします。

【設置する太陽光発電システムのうち一部が機能性 PV の場合】

$$\text{算定金額} = \text{機能性 PV の出力} \times \frac{\text{モジュールの合計出力とパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい方}}{\text{モジュールの合計出力}} \times \text{上乗せ金額（5 万円 or 2 万円）}$$

(モジュール出力)

※上記算定金額計算上の出力については、それぞれ小数点以下第 3 位を四捨五入したものをを用いるものとします。

機能性 PV の設置方法についての詳細は、公社 HP『優れた機能性を有する太陽光発電システムの設置について (PDF)』をご確認ください。

また、対象となる製品型番等を公社 HP にて、掲載しておりますので、設置をご検討の際は、そちらをご確認ください。

【参考：<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/kinousei-pv-2>】

(3) 集合住宅の陸屋根に設置する太陽電池の架台

(1) で定める額に加えて交付するものとし、太陽光発電システムの発電出力に 200,000 円を乗じて得た額。ただし、太陽光発電システムの対象経費のうち集合住宅の陸屋根に設置する架台の材料費及び工事費の合計金額を上限とします。

(4) 蓄電池システム

助成対象経費の 4 分の 3 の額。この場合において、単位住戸当たりの上限額は、下記のとおりとします。

助成対象機器	助成基準	助成金額及び助成金上限金額※ ² (①②③のいずれか小さい額)
蓄電池システム	蓄電容量※ ¹ (kWh) 6.34kWh 未満	①助成対象経費の 3/4 ②蓄電容量 (kWh) × 190,000 円 ③950,000 円
	蓄電容量 (kWh) 6.34kWh 以上	①助成対象経費の 3/4 ②蓄電容量 (kWh) × 150,000 円 ③1,200,000 円
	蓄電容量 (kWh) 6.34kWh 以上、かつ発電能力 4 kW 超 50kW 未満の太陽光発電システムと同時に設置	①助成対象経費の 3/4 ②蓄電容量 (kWh) × 150,000 円 ③太陽光発電システムの発電出力 × 300,000 円

※1 蓄電容量とは、蓄電池システムの容量で『kWh を単位とし、小数点以下第 3 位を四捨五入』したものとします。

※2 助成金額、助成金上限金額は、設置される戸数あたりで算出します。

(5) V2H

- ・助成対象経費の2分の1の額（助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額）。ただし、500,000円を上限とします。
- ・①発電出力が50kW未満の太陽光発電システム及び電気自動車等をV2Hの設置と併せて導入する場合、又は②既に電気自動車等を保有しており、助成対象の太陽光発電システムとV2Hを新たに導入する場合に限っては、助成対象経費の額。ただし、1,000,000円を上限とします。

助成対象機器	助成基準	助成率	上限額
V2H	① 単独設置（※1）	助成対象経費の1/2（※2）	500,000円
	②50kW未満の太陽光発電システム及び電気自動車等（※3）と併せて導入（※4）、もしくは新築住宅の所有者（購入者、建築主）が電気自動車等を既に保有している場合	助成対象経費の10/10	1,000,000円

※1 単独設置とは、上記表②以外の場合を指します。

※2 ①単独設置の場合で、助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額とします。計算例については、6.2をご参照ください。

※3 ②の場合、電気自動車等の自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が助成対象機器の設置場所と同一である必要があります。

※4 併せて導入とは、50kW未満の太陽光発電システム及びV2Hが設置される新築住宅の検査済証の交付日と新たに導入する電気自動車等の登録年月日の差が180日以内であることとします。

2.6 交付の条件（交付要綱第11条参照）

助成金の交付決定にあたり、助成金の交付の目的を達成するため、本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（被交付者）に対し、次に掲げる条件を付するものとします。

- （1）助成対象期間中に助成対象機器を設置しなければなりません。
- （2）助成事業実績報告書の提出を3.4（1）定める時期に行わなければなりません。
- （3）助成対象機器について立地上又は構造上安全な状態が確保されていなければなりません。また、公社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じなければなりません。
- （4）助成対象機器の設置に当たっては、『太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）』に準拠するとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）」別表第十三に定める日常生活等に適用する騒音・振動の規制基準を遵守しなければなりません。
- （5）機能性PVの設置に当たっては、「優れた機能性を有する太陽光発電システムの設置について（東京都環境局）」の留意事項に記載のある設置方法に従い設置しなければなりません。

ません。

- ※ 設置方法については、公社 HP 掲載の「優れた機能性を有する太陽光発電システムの設置について」をご覧ください。(7.1 参照)

【参考：https://www.tokyo-co2down.jp/wp-content/uploads/2023/03/tebiki_kpv.pdf】

- (6) 公社又は公社の指定する者が助成対象機器の稼働状況の現地調査等を行う場合は、当該現地調査等に協力しなければなりません。
- (7) 公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に当該資料、情報等を提供しなければなりません。
- (8) 交付要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。
- (9) 助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される助成金等を受給してはいけません。
- (10) 本事業における助成対象機器について、住宅の建築主・購入者に対し、都又は公社から交付される本助成金以外の助成金等の受給が認められない旨を事前に周知しなければなりません。また、被交付者は、当該購入者による都又は公社から交付される本助成金以外の助成金の交付申請及び受給の有無について、本助成金の交付申請前・実績報告前に確認しなければなりません。
- (11) 助成事業の実施に当たり、前各号に掲げる事項のほか、交付要綱その他法令の規定を遵守しなければなりません。

2.7 注意事項

- (1) 助成対象機器の所有者との契約における相手方への説明及び金額の控除について

助成対象機器の所有者（住宅購入者、建築主等）が助成金の利益を受けられるよう、当該契約の料金から助成金相当分を減額してください。助成対象機器を被交付者から所有者（住宅購入者、建築主等）へ販売する（工事請負契約に基づく引渡しも含む）場合には、「本助成金を受けていること」、「助成金相当額が控除されていること」、「助成金交付に係る義務が全て承継されること」を明示した上で説明を行い、所有者の理解に努めてください。

説明資料（分譲住宅であれば売買契約時の重要事項説明書等、注文住宅・再エネ機器のみ売買であれば、請負契約、助成対象機器の売買契約の特約や別紙等）の記載例を示します。

なお、本書類については交付申請（3.1 参照）際に案文（それぞれの契約形態ごとに提出してください）、契約等による被交付者の地位の承継（3.4 参照）の際に実際に実施した①重要事項説明時の説明資料、②締結済の契約書（特約、別紙等で該当箇所がわかるもの）のいずれかを提出してください。

(注意点)

各社の表現に合わせていただくことは可能ですが、「本助成金を受けていること」「助成金相当額が控除されていること」「原因契約によって助成金交付に係る義務が全て引き継がれること」の全てを記載してください。

- 設置する機器によって、下線部は変更して使用してください。
- ●●●●、△△と記載されているところは締結する契約によって変更して使用してください。

●●●●の一例：新宿区西新宿1丁目 新宿太郎様邸

△△の一例：買主（売買契約に基づく所有権移転を想定）

【助成対象機器の所有権が移転する（建築主への引渡しを含む）場合の記載例】

●●●●に設置された太陽光発電システム（機能性 PV、陸屋根の架台を含む）、蓄電池システム、V2H（以下「助成対象機器」という。）は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）より「特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業」（以下、「当該事業」という）の助成金を受けており、本契約は、当該事業の助成金額相当額が控除されております。助成対象機器を所有するにあたり、助成金の交付に伴う義務も引継がれます。以下のとおり助成対象機器の管理を行い、③、④、⑥に該当する場合には、公社へ申請、または届出を行ってください。

- ① 公社又は公社の指定する者が助成対象機器の稼働状況の現地調査等を行う場合は、△△は、その現地調査等に協力すること。
- ② △△は助成対象機器が設置された住宅の検査済証の交付日から、当該事業で規定された処分制限期間（機能性 PV、架台を含む太陽光発電システム 17 年、蓄電池システム 6 年、V2H 6 年、以下「処分制限期間」という。）においては善良管理者の注意をもって管理しなければならない。処分制限期間内に助成対象機器に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとらなければならない。
- ③ 処分制限期間内に、△△の氏名、住所等の変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から速やかに、当該事業で規定される変更届出書を公社に提出しなければならない。
- ④ △△は、処分制限期間内に、助成対象機器の譲渡等により当該対象機器等の所有者を変更しようとする場合は、予め当該事業で規定される「契約等による被交付者の地位承継申請書」を公社に提出しなければならない。その申請が公社へ認められた場合においては当該事業の助成金の交付に伴う義務は、全て変更後の所有者に移転するものとする。
- ⑤ △△は、公社の承認を受けずに、助成対象機器の処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、処分制限期間を経過した場合はこの限りでない。
- ⑥ △△は、助成対象機器の処分を行う場合は、あらかじめ、当該事業で規定される「取得財産等処分承認申請書」を、公社に提出し、承認を受けなければならない。

(2) リース等契約を行う場合について

- ・各社の表現に合わせていただくことは可能ですが、特約等により、「本助成金を受けていること」「助成金相当額が控除されていること」を記載してください。
尚、助成対象者が助成対象機器について住宅購入者、建築主等へリースする場合には、実績報告（3.4 参照）の際にリース契約書類一式を提出してください。

(注意点)

- 契約書で定義する文言等によって、下線部は変更して使用してください。

【助成対象機器をリースする場合の記載事項の例】

- ・ リース物件については、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）より「特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業」（以下、「当該事業」という）の助成金を受けており、本契約は、当該事業の助成金額相当額が控除されております。
- ・ 貸主及び借主は、当該事業の実施要綱、交付要綱、手引き他全ての規定を順守するものとします。

- ・ リース契約期間が処分制限期間（4.14 参照）に満たない場合、リース契約満了後に再リース又はリース使用者による買取り・リース使用者への譲渡等、事業を継続する必要があります。買取り・譲渡等の場合、助成事業の承継手続きをしてください。
- ・ 住宅の売却等によりリース契約期間内に契約を解除し、助成対象機器等の所有権が第三者に移転する場合、地位承継又は財産処分の手続きをする必要があります。（4.3 参照）

(3) 助成対象経費の支払方法について

支払い可能な方法及び不可能な方法は以下のとおりです。

<可能な方法>

現金、銀行振込

<不可能な方法>

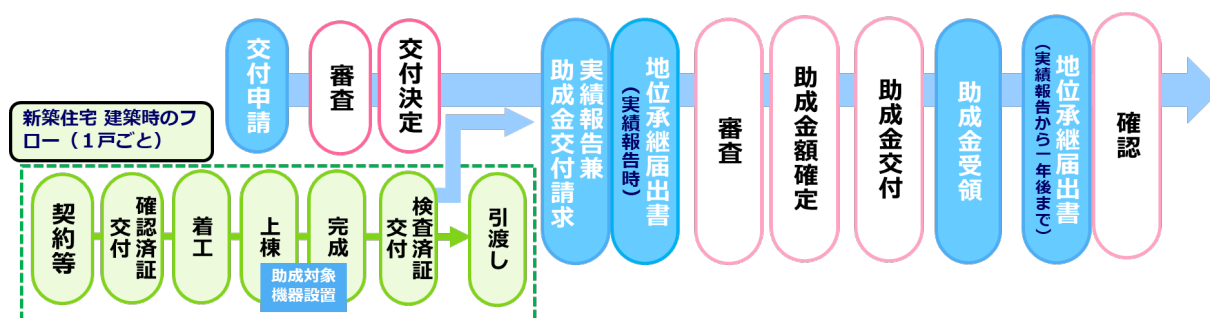
小切手、手形、相殺、ファクタリング（債権譲渡）、その他不相当と認められる方法

(4) 法規面の遵守について

- ・ 電気設備の設計及び施工に当たっては、電気事業法関連、建築基準法関連やその他各種関連法令等を遵守してください。

3. 交付申請から助成金交付までの流れ

【申請フロー図】



3.1 交付申請（交付要綱第8条、第9条参照）

（1）申請受付期間

令和5年度 助成金交付申請書受付期限：令和5年7月31日（月）17：00 必着

- ※ 上記期間に提出された交付申請書は、先着順に受理し、審査を行います。
- ※ 受理した申請の交付額の合計が、公社の予算の範囲を超えた日（予算超過日）をもって、申請の受理を停止します。
- ※ 予算超過日に複数の申請があった場合、当該複数の申請のうち、予算額を超えない申請案件について抽選を行い、本助成金の交付額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定します。

（2）提出書類

助成金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）、事業計画表（第3号様式）その他必要に応じて「5.申請及び実績報告の提出書類について」に掲げる交付申請に必要な書類及びチェックリストを提出してください。

申請書類の様式は、公社ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/tokutei-saiene>

事業計画表（第3号様式）は、助成金交付申請書（第1号様式）の明細となります。本様式には、助成対象機器の設置計画や見込み経費のほか、令和7年度施行の建築物環境報告書制度における義務基準への適合見込み等について記載してください。

（3）提出方法

原則として、電子メールで提出してください。

以下のファイル作成時の注意事項を遵守してください。

- ① ホームページから交付申請書・実績報告書の提出用フォルダを取得してください。
- ② 交付申請書・実績報告書のフォルダ内の各書類のフォルダ名称に従って、該当する様式・添付資料を格納してください。必要がないフォルダは削除してください。
- ③ 格納データはPDF形式とし、様式については必ずExcelデータも格納してください。
- ④ 格納データは様式・添付資料の名称や番号等が必ずわかるようにしてください。
- ⑤ 次の公社指定のメールアドレスに申請書類一式を添付の上、送信してください。

提出用メールアドレス
cnt-tokutei-saiene@tokyokankyo.jp
件名
交付申請書提出時 「【特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業】交付申請書提出（〇〇株式会社）」

- ※ 提出書類の受付専用のメールアドレスになりますのでご注意ください。
- ※ 1 メールに添付可能なデータ容量は、概ね 10M バイトです。容量が大きくなる場合、メールを複数に分けてください。

（４）申請書類の不備について

公社が受付した申請書類、又は実績報告書類の全部もしくは一部について不備がある場合、公社が修正を求めた日の翌日から起算して1ヶ月以内にご回答いただけない場合は、その申請又は報告の全部もしくはその内の一部について申請、又は報告が撤回されたものとみなします。

（５）注意事項について

- ・ 過去3年間の施工実績を踏まえた実現性のある事業計画を策定してください。
 - ・ 申請された事業計画と過去3年間の実績と大きく乖離がある場合はその根拠資料（申請と整合性のある社内の販売計画、社外のIR資料、見積根拠資料等）の提出を依頼し、それを踏まえて審査を行います。
 - ・ 事業計画表の根拠資料については、「交付申請日が属する年度の当初に計画した建築予定の棟数、設置予定の再エネ機器の数、見込経費などが記載された会社全体の販売計画を示した対外発表資料もしくは、社内資料」と併せて、「全体の住宅着工・販売計画のなかから本助成金を活用する住宅として選定した理由」も提示してください。
 - ・ 根拠資料については、3月決算期以外の助成対象者が申請する場合にあっても令和6年3月までの事業計画が必要になります。当該助成対象者においては、追加での資料作成をお願いします。
 - ・ 重要事項説明書等（案）について、分譲住宅であれば、売買契約時の重要事項説明書等、注文住宅、再エネ機器の売買については、請負契約、機器の売買契約の特約や別紙等を提出してください。
- 提出して頂く書類には、「本事業の助成金を受けていること」、「助成金相当額が控除されていること」、「承継によって助成金上の義務が引き継がれること」等の内容を記載してください。

3.2 審査

- ・ 審査の過程で、公社が現地確認・調査及び面接（ヒアリング）を行い、事業者追加資料の提出を求める場合があります。
- ・ 審査の途中経過に関するお問い合わせには回答できません。
- ・ 原則、提出された申請書類は返却しません。手元に控えをご用意ください。
- ・ 交付決定後に助成対象者の都合で辞退する場合、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・ 公社職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断した場合、審査

対象から除外します。

3.3 交付決定(交付要綱第 10 条参照)

- (1) 申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行います。
- (2) 助成金を交付する場合は助成金交付決定通知書(第4号様式)、不交付とする場合は助成金不交付決定通知書(第5号様式)により通知します。
- ※ 助成金交付決定通知書に記載された助成金額は、助成限度額を明示するものであり、実際にお支払いする助成金額を約束するものではありません。助成事業完了後に提出する実績報告書の審査により、助成金額が確定します。なお、実際に助成事業に要した経費が交付決定通知書の助成金額を超えた場合においても、交付決定時の金額を助成金額とします。
- ※ 助成金交付決定通知書は大切に保管してください。(全ての公社からの文書及び関係書類は再発行できません。処分制限期間内(4.14 参照)は破棄せず保管してください。)

3.4 実績報告(交付要綱第 19 条参照) 及び契約等による被交付者の地位の承継(交付要綱第 14 条参照)

(1) 実績報告

①報告期限

1 年間の交付申請に対する実績報告の期日は下記表のスケジュールを予定しています。交付決定を受けた事業者においては、遅くとも最終〆切の 17 時までに実績報告を行ってください。

審査を通過し、助成金の確定となったものから順次、事業者(被交付者)へ助成金を交付します。

	検査済証の交付日	実績報告期間
第1回〆切	交付日が9月30日までのもの	令和5年10月1日～12月28日
第2回〆切	交付日が12月31日までのもの	令和6年1月1日～3月29日
最終〆切	交付日が3月31日までのもの	令和6年4月1日～6月28日

※ 実績報告の〆切は、いずれも最終日の17時までとします。

※ 下記記載の設置完了日が当該年度の4月1日から翌年3月31日までのものが助成対象となります。(令和5年度は令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

設置完了日：助成対象機器を設置した住宅の検査済証交付日。

※ 発電出力が50kW未満の太陽光発電システム及び電気自動車等をV2Hの設置と併せて導入する場合においては、電気自動車等の車検証に記載された登録年月日又は当該助成対象機器が設置される住宅における検査済証に記載された検査済証交付日のいずれか遅い日を助成対象機器の設置完了日とみなします。

※ 最終締切日時を過ぎて提出された書類は受付けません。

②提出書類

助成事業実績報告書兼助成金交付請求書（第 16 号様式）を含めた「5.申請及び実績報告の提出について」に掲げる実績報告に必要な書類及びチェックリストを提出してください。

実績報告は、一定の期日までに設置完了したものを一括で報告して頂きます。

実績報告の内訳として、原則として検査済証単位（1 棟）ごとに助成対象経費を申告、必要書類（機器の保証書の写し、写真、調達・設置に係る契約書類の写し、領収書の写し、内訳書等（5.1②参照））を提出して頂きます。

- ※ **実績報告の事業実績表が申請時の事業計画表と大きく乖離している場合には、公社担当まで連絡ください。**
- ※ **事業計画表の内容と実績報告の内容との間に乖離が生じている場合、公社が必要と判断した場合においては、「助成対象事業計画未達成理由書」の提出を求めることがありますので予めご了承ください。**
- ※ 天災地変その他被交付者の責に帰することのできない理由として公社が認める場合は、公社が認める期間までに報告してください。

③契約等による被交付者の地位の承継（交付要綱第 14 条参照）

実績報告の時点で助成対象機器を設置する住宅の個人建築主又は住宅購入者が決まっている場合（例：注文一戸建て住宅に機器を設置する場合や分譲住宅において実績報告時点で売買契約を締結済の）は、**実績報告と同時に本助成金の交付に係る義務の承継者を記載した契約等による被交付者の地位承継届出書（第 11 号様式）及び同様式別表を原因契約（工事請負契約・売買契約等）の契約書の写し、重要事項説明書等を添付**したうえで、提出してください。（4.3 参照）

なお、実績報告の時点で助成対象機器の使用者又は所有権の移転先が決まっていない場合（例：分譲住宅等の実績報告後に契約等を行い、機器の所有者が確定した場合。）は、設置完了日の属する年度の 3 月 31 日から起算し 1 年後までに契約等による被交付者の地位承継届出書（第 11 号様式）及び同様式別表を原因契約（工事請負契約・売買契約等）の契約書の写し、重要事項説明書等を添付したうえで、提出してください。（4.3 参照）

（2）提出方法

実績報告・契約等による被交付者の地位の承継については、今後、電子システムによる報告へ移行する予定です。

3.5 助成金の額の確定（交付要綱第 20 条参照）

実績報告の内容についての書類審査により、当該助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該被交付者に対し、助成金額確定通知書（第 17 号様式）により通知します。

確定する本助成金の額は、交付決定通知書に記載した交付決定額（助成事業変更の承認通知を受けている場合は、変更された後の額）と、実績報告額のいずれか低い額とします。

- ※ 必要に応じて現地調査等を実施します。
- ※ 助成金額の確定後においても、「4.8 交付決定の取消し」の要件に該当した場合は、助成金の交付決定が取り消されることがあります。
- ※ 助成対象経費の妥当性を確認するため、追加資料（費用の詳細な内訳、工程表、工事

の人工が確認できる資料等）を提出いただく可能性があります。助成対象経費が妥当と判断できない場合、助成金額の減額あるいは不交付とすることがあります。

3.6 助成金の交付（交付要綱第 20 条参照）

助成金額確定通知書により助成金の額を確定した後、本助成金を支払います。グループで申請された場合、主幹事社へ助成金をお支払しますので、必要に応じてグループの構成事業者と精算手続きを行ってください。

4. その他必要に応じた手続き等

4.1 申請の撤回(交付要綱第 12 条参照)

本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、本助成金の交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して 14 日以内に助成金交付申請撤回届出書(第 6 号様式)を公社に提出し、申請の撤回をすることができます。

4.2 一般承継による被交付者の地位の承継(交付要綱第 13 条参照)

- (1) 相続、法人の合併又は分割(以下「一般承継」という。)により被交付者の地位の承継があった場合に、被交付者としての地位を継続して保持しようとする者(以下「一般承継者」という。)は、速やかに一般承継による被交付者の地位承継届出書(第 7 号様式)を公社に提出してください。ただし、助成対象機器の設置完了日から別表第 2 に定める助成対象機器の種類ごとの処分制限期間を経過した後に一般承継による被交付者の地位の承継があった場合を除きます。
- (2) 一般承継による被交付者の地位の承継があった場合に、被交付者としての地位を継続して保持しようとししない者(以下「辞退者」という。)は、速やかに一般承継による被交付者の地位承継辞退申請書(第 8 号様式)を公社に提出してください。
- (3) 公社は、本助成金が支払われる前に前項の申請を受けた場合は、助成事業を廃止し被交付者の地位を辞退することを承認し、速やかに辞退者に承認を通知します。
- (4) 公社は、本助成金が支払われた後に(2)の申請を受けたときは、辞退者に対し、助成金等交付財産の処分承認基準(平成 26 年 4 月 1 日付 26 都環総地第 6 号)第 3 条第 2 項に定める方法により算出した額(以下「算出金」という。)を請求します。
- (5) 辞退者は、(4)の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。
- (6) 公社は、(5)の規定により辞退者から算出金の納付を受けたときは、被交付者の地位を辞退することを承認し、速やかに辞退者に承認を通知します。
- (7) 公社が(1)の届出書を受理した場合、交付要綱上「被交付者」とあるのは「一般承継者」と読み替えて、各規定を適用します。

4.3 契約等による被交付者の地位の承継(交付要綱第 14 条参照)

- (1) 被交付者は、一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等(以下「契約等」という。)により被交付者の地位の承継を行おうとする場合、速やかに契約等による被交付者の地位承継承認申請書(第 9 号様式)を公社に提出してください。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。
 - ① 被交付者が、検査済証の交付日以降に住宅を販売することにより地位の承継を行おうとする場合(工事請負契約に基づき建設した住宅を引き渡す場合を含む。)
 - ② 助成対象機器の設置完了日から別表第 2 に定める処分制限期間の期間後に契約等による地位の承継を行おうとする場合
- (2) 公社は、(1)の申請を受けたときは、当該申請の承認又は不承認を決定し、助成事業承継(承認・不承認)通知書(第 10 号様式)により、承継者へ通知します。
- (3) (2)において、公社が契約等による被交付者の地位の承継を承認した場合は、本助成金の交付に伴う全ての権利及び義務は契約等により被交付者の地位を承継した者(以

下「契約承継者」という。)に移転するものとし、本交付要綱上「被交付者」とあるのは「契約承継者」と読み替えて、各規定を適用します。

(4) 被交付者が助成対象機器を設置した住宅を販売する場合は、被交付者は当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に前項に規定する内容を記載した上で契約承継者へ説明することとし、契約承継者がこの内容に反することがないよう、公社の求めに応じ、協力しなければなりません。

(5) (1) ①に該当する場合において、被交付者は、次に定める期限までに**契約等による被交付者の地位承継届出書(第 11 号様式)**及び同様式別表を公社に提出しなければなりません。

① 実績報告時点で販売、引渡しが完了している場合…**実績報告時まで**

② 実績報告時点で販売が完了していない場合…**当該設置完了日の属する年度の3月31日から起算し1年後まで**

4.4 事情変更による決定の取消し等(交付要綱第 15 条参照)

公社は、本助成金の交付の決定後、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合、本助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができます。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではありません。

4.5 被交付者情報の変更に伴う届出(交付要綱第 16 条参照)

被交付者は、名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地を変更した場合は、速やかに被交付者情報の変更届出書(第 12 号様式)を公社に提出してください。

4.6 助成事業の廃止(交付要綱第 17 条参照)

被交付者は、助成事業をその完了前に廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止届出書(第 13 号様式)を公社に提出してください。

4.7 助成事業の変更(交付要綱第 18 条参照)

(1) 被交付者は、助成事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ助成事業変更申請書(第 14 号様式)を公社に提出してください。**なお、助成金交付決定通知書に記載のある交付決定金額の増額は承認いたしません。**また、軽微な内容の変更については、この限りではありません。

(2) 公社は、(1)の規定による申請を受けた場合は、助成事業変更の承認又は不承認を決定し、助成事業変更(承認・不承認)通知書(第 15 号様式)により、被交付者へ通知します。

(3) 公社は、(2)において承認をした場合は、必要に応じ 3.3 (1) の交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができます。

4.8 交付決定の取消し(交付要綱第 21 条参照)

次のいずれかに該当する場合、助成金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります

す。

- ・偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき
- ・交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- ・交付要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき
- ・被交付者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき

取消しをした場合、速やかに当該被交付者に助成金交付決定取消通知書（第 18 号様式）により通知します。なお、助成金の額の確定後においても取り消すことがあります。

＜取消しの具体例＞

- ・要件を満たさない仕様の機器を設置した場合
- ・他の都の助成金（同一助成対象経費の場合）等との重複受給が判明した場合
- ・本手引き及び交付要綱に明記されている、事業に必要な提出書類が提出されない場合
- ・処分制限期間内に故障した機器を放置する等、助成対象機器による発電及び蓄電を安定かつ継続的に実施しない場合

4.9 本助成金の返還(交付要綱第 22 条参照)

- (1) 公社は、被交付者に対し、4.4 又は 4.8 の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、助成金返還請求通知書（第 19 号様式）により期限を定めて当該本助成金の全部又は一部の返還を請求します。
- (2) 公社は、本助成金の支払い後、当該本助成金の交付額が、2.5 の助成金額を超えたことが判明した場合は、当該本助成金に係る被交付者に対し、期限を定めて、当該超過した額の返還を請求します。
- (3) 被交付者は、(2) の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければなりません。
- (4) (3) により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第 20 号様式）を提出してください。
- (5) (4) は、4.10 の規定による違約加算金及び 4.11 の規定による延滞金を請求した場合に準用します。

4.10 違約加算金(交付要綱第 23 条参照)

- (1) 返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求します。
- (2) 違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

4.11 延滞金(交付要綱第 24 条参照)

- (1) 本助成金の返還を請求した場合であって、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含みます。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求します。

(2) 延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

4.12 他の助成金等の一時停止(交付要綱第 25 条参照)

本助成金の返還を請求し、当該助成金、違約加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺します。

4.13 財産の管理(交付要綱第 26 条参照)

取得財産等について、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図り、原則処分を認めません。この場合、取得財産等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善に係る措置をとらなければなりません。

4.14 財産の処分(交付要綱第 27 条参照)

(1) 助成対象機器の設置完了日から (2) に定める助成対象機器の種類ごとの処分制限期間が経過するまでにおいて、助成事業により取得した助成対象機器の処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいい、被交付者の地位を移転しないものをいう。以下同じ。）をしようとする場合は、あらかじめ公社の承認を得なければなりません。ただし、(2) に定める助成対象機器の種類ごとの処分制限期間を経過した場合はこの限りではありません。

※ 取得財産等には、太陽光発電システム、蓄電池システム及び V2H に加え、助成対象の附帯機器一式も含まれます。

(2) 処分制限期間

(1) の処分制限期間は、設置完了日を始点とし、以下の期間とします。

処分制限期間

助成対象機器の種類	処分制限期間
太陽光発電システム	17 年
機能性 PV	17 年
太陽電池の架台	17 年
蓄電池システム	6 年
V2H	6 年

処分とは

本助成金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、廃棄、貸し付け、担保に供すること等が該当します。

< 処分の例 >

- ・ 助成金等の目的に反して住宅、施設等を売却し、取得財産等の所有権が変わった場合
- ・ 故障した取得財産等を廃棄した場合（新品に交換した場合等、改善に係る措置をとった場合は除きます。）

(3) 処分に係る必要な手続き

以下の取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ公社の承認を得た上で、算出金を公社に納付しなければなりません（助成事業完了日から処分制限期間を経過した場合及び天災地変その他被交付者の責に帰することができない理由として公社が認める場合は除きます。）。

<手続きの流れ>

- ① あらかじめ取得財産等処分承認申請書（第 21 号様式）を公社に提出してください。
- ② 必要に応じて助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成 26 年 4 月 1 日付 26 都環公総地第 6 号）第 3 2 に定める方法により算出した額（算出金）を財産等の処分に係る納付額通知書（第 23 号様式）により請求します。
- ③ 算出金を公社に納付してください。
- ④ 算出金が納付され、処分を承認したときは、速やかに財産等処分承認通知書（第 22 号様式）により通知します。

<算出金の計算方法>

$$\text{算出金の額} = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right)$$

※ 経過期間は、設置完了日からの月数で計算します。

※ 各機器の助成額は、実績報告時に提出した内訳書に記載されている各機器の金額が根拠となります。

4.15 助成事業の経理（交付要綱第 28 条参照）

- ・ 助成事業の経理について、その収支を明確に区分した証拠の書類（帳簿や支出の根拠書類等）を整備しておかなければなりません。
- ・ 証拠の書類について、実績報告書を提出した日の属する年度の終了の日から、処分制限期間を超過するまでの期間、保存しておかなければなりません。

4.16 調査等、指導・助言（交付要綱第 29、第 30 条参照）

- ・ 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、本事業に関する報告を求め事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、関係者に質問します。被交付者はこれに協力しなければなりません。
- ・ 本事業の適切な執行のため、必要な指導及び助言を行うことができます。

4.17 個人情報等の取り扱い（交付要綱第 31 条参照）

- ・ 本事業の実施に関して知り得た被交付者に係る個人情報及び企業活動上の情報（個人情報等）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供します。
- ・ 公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、被交付者が国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国等と協議の上、当該国等から収集することができます。
- ・ 上記及び法令に定められた場合を除き、本事業の実施に関して知り得た助成対象者等の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、または第三者から収集することはありません。

5. 申請及び実績報告等の提出書類について

5.1 提出書類一覧

①別表1(第8条関係) 交付申請に必要な提出書類 ○:提出必須、△:該当する場合は提出

No	提出書類	様式	提出 要否	備考
1	申請書類チェックリスト		○	
2	助成金交付申請書	第 1 号 様式	○	
3	誓約書	第 2 号 様式	○	「規定の遵守」、「特定供給事業者として建築物環境報告書制度に参加すること」、「本申請に係る全ての書類について虚偽、不正の記述を行わないこと」等の記載がありますので、必ず確認し、提出してください。 また、グループ申請を行う場合は、グループ申請者すべての事業者分を提出してください。
4	事業計画表	第 3 号 様式	○	・ 3.1(2)参照 ・適合状況の記載方法: 7.3 参照
5	交付申請者実在証明書		○	・現在事項証明書・履歴事項証明書・印鑑証明書のいずれか ・グループ申請の場合は参加する全ての者 ・発行から3ヵ月以内のものに限ります。
6	建設業許可通知書又は建設業許可証明書		○	グループ申請の場合は参加する全ての者
7	事業計画表の根拠書類		○	・第3号様式 事業計画表に係るもの ・ 3.1(4)参照
8	重要事項説明書等(案)		○	・交付申請者が、助成対象機器の販売契約(分譲住宅の販売時の売買契約等)を締結する際の重要事項説明書等(案)や注文住宅の工事請負契約や助成対象機器のみの売買契約を締結する際の特約、別紙(案)を提出してください。 (契約の種類ごとに案文の提出をお願いします)。 ・ 2.7 参照 、 3.1(4)参照
9	その他公社が必要と認める書類		△	公社の指示に従い提出すること

※助成金交付申請書(第1号様式)、誓約書(第2号様式)、事業計画表(第3号様式)については、「各様式一式」に掲載されている様式(Excel データ)に記載例も提示しておりますのでご参照ください。

②別表第3(第19条関係) 実績報告に必要な提出書類

○：提出必須 △：該当する場合、提出

No1～5：実績報告時に一括で提出する書類

No6～27：実績報告時に一棟（一戸）ごとに提出する書類

No	提出書類	様式	提出 要否	備考
1	実績報告書チェックリスト		○	
2	助成事業実績報告書 兼助成金交付請求書	第16号様式	○	
3	実績報告 事業実績表	第16号様式 別紙1	○	
4	実績報告 事業実績明細	第16号様式 別紙2	○	
5	助成金振込口座が分 かる書類		○	通帳・キャッシュカード、インターネットバン キングのマイページ等の写し
6	建築計画概要書(写 し)		○	完了検査の項目が記載されているも の、記載されていない場合は完了検査 が完了していることが分かる追加書類も 併せて提出してください。
7	検査済証(写し)		○	
8	建物の全景写真		○	・玄関正面側の1階部分が写る全景写真 ・ 6.8 参照
9	接続契約のご案内(写 し)		○	6.7 参照
10	国等の補助金交付額 確定通知書(写し)		△	助成対象機器について国等の補助金を 併用する場合
11	単線結線図		○	・助成対象範囲と対象外範囲を明確に色 分けしたものを提出してください。 ・ 6.1 参照
12	契約関係図		○	・参考書式 ・被交付者の調達(仕入)に係る契約、被 交付者の販売(売上)に係る契約等の助 成対象機器の仕入れ、設置、販売に関 する全ての契約関係が分かる図
13	助成対象機器の調達 に係る契約書類(写し)		○	・契約が複数ある場合は、契約ごとに全て を提出すること(メーカー等からの売買契 約書、施工を担う協力会社との工事請負 契約書等) ・ 6.3 参照
14	契約書確認項目一覧 表		○	・参考書式 ・被交付者の調達に係る契約(仕入)が複 数ある場合は、契約ごとに全てを提出す ること ・ 6.3 参照
15	助成対象機器の調達 に係る領収書(写し)		○	・被交付者宛のもの ・複数の事業者から調達している場合 は、契約ごとの領収書を提出すること ・ 6.4 参照

16	内訳書		○	・参考書式 ・被交付者の調達に係るもの(メーカー等からの売買契約、施工を担う協力会社との工事請負契約等)につき、一棟ごと、かつ調達先との契約ごとに全て内訳書を作成、提出してください。 ・6.4 参照
17	その他公社が必要と認める書類		△	公社の指示に従い提出すること
18	太陽光モジュールの保証書(写し)		△	・型式、住所が確認できるもの(必要項目が確認できない場合に限り出力対比表の提出をもって代えることを認める) ・6.5 参照、6.6 参照
19	パワーコンディショナの保証書(写し)		△	・型式、住所が確認できるもの ・6.5 参照
20	太陽光モジュールの設置完了後写真		△	・全体像が分かるもの ・6.9 参照
21	太陽光システムの割付図(写し)		△	・型式、枚数など助成対象機器を記載すること(機能性 PV・架台も含む) ・6.10 参照
22	太陽光架台の保証書(写し)		△	・集合住宅の陸屋根に設置する場合に限る ・型式、住所が確認できるもの ・6.5 参照
23	建物の登記事項証明書(写し)		△	集合住宅の陸屋根に設置する場合に限る
24	蓄電池システムの保証書(写し)		△	・型式、住所が確認できるもの ・6.5 参照
25	V2H の保証書(写し)		△	・型式、住所が確認できるもの ・6.5 参照
26	電気自動車等の売買契約書(写し)		△	- 太陽光発電システム及び V2H と併せて新規導入する場合 ・6.3 参照
27	電気自動車等の自動車検査証(写し)		△	・電気自動車等であることを示す記載があること ・車検証上の使用の本拠の位置が助成対象物件を設置する住宅の住所と同じであることが確認できること

③契約等による被交付者の地位承継届出書に必要な提出書類

○：提出必須 △：該当する場合、提出

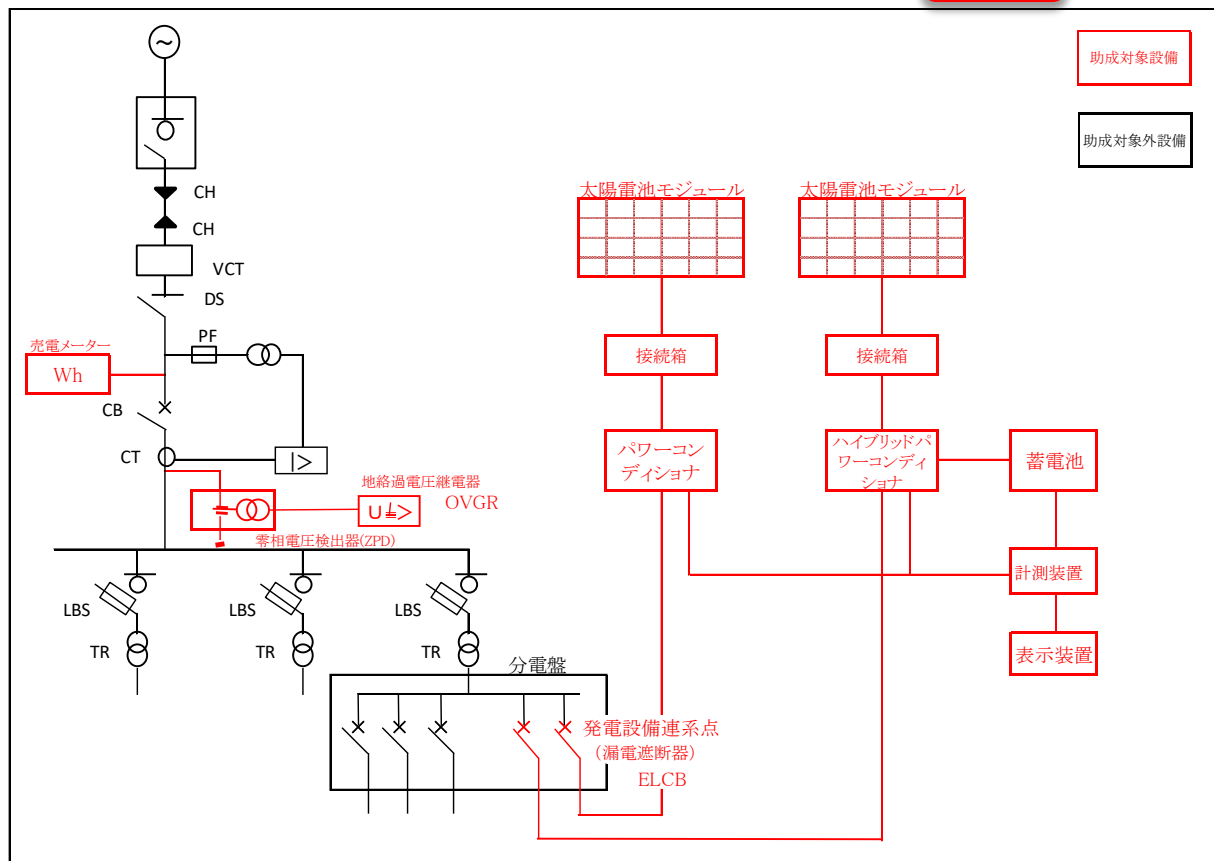
No	提出書類	様式	提出 要否	備考
1	地位承継届出書チェックリスト		○	
2	契約等による被交付者の地位承継届出書	第 11 号様式	○	
3	契約等による被交付者の地位承継届出書別表	第 11 号様式別表	○	戸ごと(機器の所有者ごと)に記載してください。
4	契約書確認項目一覧表		○	・No5 の承継の原因契約に係るもの ・ 6.12 参照
5	承継の原因契約の契約書類		○	注文住宅の請負時の工事請負契約書や分譲住宅の販売時の売買契約書など
6	重要事項説明書等		○	・承継前の被交付者が、下記①、又は②を提出してください。 ①助成対象機器の販売契約(分譲住宅の販売時の売買契約等)を締結する際に実施した重要事項説明書等 ②注文住宅の工事請負契約、助成対象機器のみの売買契約の特約、別紙等
7	その他公社が必要と認める書類		△	公社の指示に従い提出すること

6. 提出書類に関する注意事項・作成例等

6.1 単線結線図

【太陽光発電及び蓄電池の場合】

見本



以下の内容を明確に記載・表現してください。

- 助成対象機器等を確認できるよう作成してください。
- 助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし（例：助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色）、凡例等で示してください。
- 複数の機器を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。また、共通利用機器がある場合は、その範囲を示してください。
- 電力会社との責任分界点から、助成対象機器までの接続を確認できるよう記載してください。
- 助成対象機器が構内電気系統と接続する連系点を記入し、明確に分かるように色分け等してください。なお、連系点が複数ある場合には、全数記載してください。

6.2 計算例

【A 宅（集合住宅）に設置される助成対象機器】

太陽光発電システム・・・モジュール 6.00kW、パワーコンディショナ 4.50kW 設置
（陸屋根に太陽電池の架台を設置）

蓄電池システム・・・・・・・・・10.00kWh 設置

V2H・・・・・・・・・・・・・設置（電気自動車の同時導入はしない）

※他の補助金(国、市区町村の助成金)を併給する。

※付属機器として、トライブリットパワーコンディショナ(助成対象経費：300,000 円)を設置。

（１）太陽光発電システム

【太陽光発電システムの出力】		【助成対象経費】	
太陽光発電システムの算定出力 （(ア)と(イ)のいずれか小さい値）	4.50kW	太陽光発電システム （機能性 PV・集合住宅陸 屋根架台・ハイブリッド 型・トライブリット型の PCS 等の按分後の経費を 含む）・・・a	1,300,500 円
太陽光モジュールの出力合計・・・ （ア）	6.00kW		
付加価値の高い機能性 PV （別表 2）	2.00kW	（内訳） トライブリットパワ ーコンディショナ （太陽光）按分・・・b	100,000 円
付加価値のやや高い機能性 PV（別表 3） （周辺機器ではない）	4.00kW	（内訳） 集合住宅の陸屋根に 設置する架台・・・c	500,000 円
パワーコンディショナの定格出 力・・・(イ)	4.50kW	他の補助金等（太陽 光発電システム）・・・d	300,000 円

① 助成対象経費

a b c d

1,300,500 円 (100,000 円と 500,000 円等を勘案した金額) - 300,000 円 = 1,000,500 円

②-1 太陽光発電システム発電出力に係る助成金額

4.50kW × 100,000 円 = 450,000 円

②-2 機能性 PV 発電出力に係る助成金額

別表2 $2.00\text{kW} \times 4.50\text{kW} \div 6.00\text{kW} \times 50,000\text{円} = 75,000\text{円}$

別表3 $4.00\text{kW} \times 4.50\text{kW} \div 6.00\text{kW} \times 20,000\text{円} = 60,000\text{円}$

合計 = 135,000円

②-3 陸屋根の架台設置に係る助成金額

架台設置に係る材料費及び工事費：500,000円…A

$4.50\text{kW} \times 200,000\text{円} = 900,000\text{円} \dots B$

A < B であるため、500,000円

②-1 + ②-2 + ②-3 = 450,000円 + 135,000円 + 500,000円 = 1,085,000円

① < ② となり、それぞれの助成対象機器に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるため、太陽光発電システムの助成金額は①の金額：1,000,000円となります。

(2) 蓄電池システム

【蓄電池システムの蓄電容量】		【助成対象経費】	
蓄電池システムの蓄電容量	10.00kWh	蓄電池システムの助成対象経費…a	2,250,000円
		(内訳)	
		トライブリットパワーコンディショナ（蓄電池） 按分…b	100,000円

① 助成対象経費

a

b

$2,250,000\text{円} (100,000\text{円を勘案した金額}) \times 3/4 = \underline{1,687,500\text{円}}$

② 蓄電容量に係る助成金額

$10.00\text{kWh} \times 150,000\text{円} = \underline{1,500,000\text{円}}$

③ 発電出力に係る助成金額(4kW超の太陽光発電システムと併せて設置する場合)

$4.50\text{kW} \times 300,000\text{円} = \underline{1,350,000\text{円}}$

① > ② > ③ となり、蓄電池の助成金額は③の金額：1,350,000円となります。

(3) V2H（電気自動車等の導入をしない場合）※2.5 (5) の表記載の①単独設置を適用

【助成対象経費】	
V2H の助成対象経費…a	1,100,000 円
トライブリットパワーコンディショナ (V2H) 按分経費…b	100,000 円
他の補助金等 (V2H) …c	100,000 円

① 助成対象経費

$$\begin{array}{rcccl}
 & a & & b & & c \\
 1,100,000 \text{ 円} & (100,000 \text{ 円を勘案した金額}) \times 1/2 & - & 100,000 \text{ 円} & = & \underline{450,000 \text{ 円}}
 \end{array}$$

② 上限金額

500,000 円（単独設置の場合）

① < ②となり、V2H の助成金額は①の金額：450,000 円となります。

以上より、この事例では（1）太陽光発電システム、（2）蓄電池システム及び（3）V2H の助成金額の合計額は以下のとおりとなります。

$$1,000,000 \text{ 円} + 1,350,000 \text{ 円} + 450,000 \text{ 円} = \underline{2,800,000 \text{ 円}} \text{ 【助成金額合計】}$$

6.3 助成対象機器の調達に係る契約書類（写し）

被交付者の調達（仕入）に係る工事請負契約書または売買契約書の以下の内容が分かる書類を提出してください。契約書の必須記載事項は下記の5点です。

- ① 契約締結日
- ② 契約者（注文者）【被交付者】
- ③ 契約内容（助成対象機器）
- ④ 契約者（発注先）
- ⑤ 契約者印（発注先印）

※契約変更等で契約書が複数ある場合は、対象機器が入っている最終の契約書を提出してください。

※契約書が複数ページの場合、併せて【参考書式】契約書確認項目一覧表で上記の該当箇所が分かる一覧を作成の上、提出してください。

<記入例> 【参考書式】契約書確認項目一覧表_調達（仕入）（ホームページに掲載）

契約書確認項目一覧表		記載例
交付決定番号：	●●00001	<導入機器> 太陽光発電システムの工事のみ 蓄電池システムの工事のみ (機器費は別契約で調達)
申請者名：	株式会社 ○○ハウス	
項目	記載箇所（※1）	
契約締結日	①	
契約者(注文者)	②	
契約内容(助成対象機器) (※2)	③	
契約者(発注先)	④	
契約者印(発注先印)	⑤	

(※1) 契約書の該当箇所にメーカー等で番号等を振ってください。
 (※2) 件名で助成対象機器が判断できない場合は、助成対象機器が記載されている箇所をメーカー等で番号を振ってください。
 (例) 太陽光発電システムの機器・工事と蓄電池システムの機器・工事

収入印紙 印

令和 ×年 ××月 ××日

請 負 契 約 書

工 事 名 称 環境様邸 太陽光・蓄電池設置工事

工 事 場 所 東京都新宿区西新宿1-2-3

注 文 者 名 株式会社 ○○ハウス

住 所 東京都○○区○○4-5-6

請 負 者 名 株式会社 △△建設

住 所 東京都●●区●●7-8-9

注文者と請負者は、この契約書によって工事契約を結ぶ。

1. 工期 令和 ×年 ××月 ××日 ~ 令和 ×年 ××月 ××日
 2. 引渡 令和 ×年 ××月 ××日
 3. 請負金額 金 10,000,000 円(税別)
 4. 支払方法

この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名捺印し各自1通を保有する。

- ・ 契約書は、助成対象機器が設置される新築住宅の一棟ごと、かつ助成対象機器のみの契約書の締結が望ましいものの、当該助成対象機器を含む契約であることを前提として、それ以外のものと一括の契約書でも可とします。

【助成対象機器以外のものと一括で契約されている契約書を認める例】

- ① 被交付者が、メーカーや販売会社等との間で、助成対象機器以外のものとまとめて購入する売買契約を締結する場合
- ② 被交付者が、施工会社との間で、助成対象機器（機器、設置工事、又は機器と設置工事の両方）を含む当該新築住宅全体の施工に係る工事請負契約を締結する場合
- ③ 被交付者が建設する分譲住宅（助成対象機器を設置する住宅を含む複数棟）について、施工会社との間で、一括で工事請負契約を締結する場合
- ④ 上記記載の事例が組み合わさる場合

※取引上、上記に挙げた事例以外の場合が発生する見込がある場合には、具体的な事例を提示の上、メール等により質問シートにて事業担当まで事前にお問い合わせください。

6.4 領収書の写し及び内訳書

領収書の写しと内訳書は一棟（一戸）につき一組として提出してください。（一棟ごとに複数の原因契約（※）がある場合は、一棟ごと、かつ原因契約ごとに提出してください）。

（※）原因契約の例

メーカー、販売会社等との間で締結される売買契約や協力会社との間で締結される工事請負契約等

なお、領収書の写し、内訳書に記載された対象機器に係る対象経費について、市場価格等を調査した上で著しく乖離があるものと公社が認めた場合には、①対象機器を設置する住宅への現地調査による設置状況等、又は②被交付者への聞き取り調査による販売状況等を確認することがあります。

（１）領収書の写し

- ・助成対象機器の設置に係る費用（調達）の支払いを証する領収書を提出してください。領収書の必須記載事項は下記の６点です。

- ① 宛名（被交付者であること）
- ② 領収金額
- ③ 領収日
- ④ 発行者（販売事業者）名
- ⑤ 発行者（販売事業者）捺印
- ⑥ 収入印紙及び割印（消印）

※収入印紙及び割印（消印）が確認できるものが必要です。

※電子領収書で収入印紙がない場合は、電子領収書であることを明記ください。

※領収書の日付は、実績報告書提出日以前のものである必要があります。

※但し書きは対象機器のみ、もしくは助成対象外費用が含まれている場合は当該助成対象機器と矛盾しないものとしてください。

<記入例> 領収書

The image shows a sample receipt form with the following elements and annotations:

- 1**: Points to the recipient's name field, which contains "〇〇 △△ 様".
- 2**: Points to the amount field, which contains "金額 ¥ **,***,***".
- 3**: Points to the date field, which contains "令和〇年〇月〇日".
- 4**: Points to the issuer's name field, which contains "〇×〇×株式会社 東京営業所 営業所長 蓄電 光".
- 5**: Points to the issuer's stamp, which contains "代表".
- 6**: Points to the revenue stamp and cancellation mark, which contains "収入印紙 400".

The receipt also includes the text "上記の金額正に領収いたしました。" and "但し、太陽光発電システム機器費・工事費 代として".

- ・領収書は、助成対象機器が設置される新築住宅の一棟ごとの助成対象経費のみの金額が記載されたものが望ましいものの、当該助成対象経費が含まれていることを前提として、助成対象経費以外の費用が含まれている領収書でも可とします。

【助成対象経費外の費用が含まれている領収書を認める例】

- ① 被交付者が、メーカーや販売会社等との間で、助成対象機器以外のものとまとめて購入する売買契約を締結し、その契約に基づき、一括で支払った場合
- ② 被交付者が、施工会社との間で、助成対象機器（機器、設置工事、又は機器と設置工事の両方）と設置される新築住宅の施工を含めた工事請負契約を締結し、その契約に基づき、一括で支払った場合
- ③ 被交付者が建設する分譲住宅（助成対象機器を設置する住宅を含む複数棟）について、施工会社と一括で工事請負契約を締結し、その契約に基づき、支払った場合
- ④ 上記記載の事例が組み合わさる場合

※取引上、上記に挙げた事例以外の場合が発生する見込がある場合には、具体的な事例を提示の上、メール等により質問シートにてクール・ネット東京の事業担当まで事前にお問い合わせください。

（２）内訳書

- ・一棟ごと、かつ契約ごとの助成対象経費を記載した内訳書を提出してください。
- ・内訳書は、任意書式（被交付者の社内書式等）での提出も可能ですが、公社の定める書式（ホームページ「参考書式」で掲載されている Excel データの書式）に記載されている項目の全てを網羅しているものを提出してください。

（内訳書記載項目）

太陽光発電システム、蓄電池システム、V2H の機器費（材料費含む）、工事費

※複数の助成対象機器の出力を制御できるハイブリッド・トライブリッドのパワーコンディショナを設置する場合には、当該パワーコンディショナに係る機器費、工事費及びそれぞれの種別ごとに按分した内訳を記載してください。

※陸屋根の集合住宅の太陽光発電システムの設置に伴い、「架台を設置する」場合、架台設置に係る経費（材料費＋工事費）を記載してください。

なお、内訳書の詳細については、公社の定める書式（ホームページ「参考書式」で掲載されている Excel データの書式）で例も記載しておりますので、併せてご確認ください。

6.5 保証書の写し

購入時又は設置時に受領した太陽光発電システム（モジュール及びパワーコンディショナ）、蓄電池システム（本体）、V2H（本体）の保証書の写しを提出してください。また集合住宅の陸屋根に設置した場合には、それらに加えて、当該架台の保証書の写しを提出してください。

- ① 使用者控え（お客様控え等）
- ② 設置先住所
- ③ 製造者名（メーカー名）
- ④ 型式
- ⑤ 保証開始日、引渡日等の記載があるもの

※モジュール（機能性 PV の太陽電池モジュールを含む）

「モジュール保証書」又は「出力対比表」において、上記①～⑤が確認できること。

※パワーコンディショナ（機能性 PV の周辺機器を含む）

「パワーコンディショナ保証書」又は「検査成績書」等において、上記①～⑤が確認できること。

※架台（集合住宅の陸屋根に設置する場合のみ）、蓄電池システム、V2H については「保証書」等において前述の①～⑤が確認できること。

6.6 モジュールの出力対比表

モジュールの保証書において必要項目が確認できない場合は、出力対比表を提出してください。

出力対比表は、設置した全モジュールの出力と製造番号の対比表です。

原則、モジュールのメーカーが発行するものを提出してください。

【モジュールのメーカーが発行するもの】

- ・ 申請者名の記載がない場合は、空欄に対象システムの販売を行った者が申請者の氏名を補記してください。

【メーカーが発行していない場合の対応について】

- ・ 出力対比表を作成して提出してください。
- ・ 以下を記載してください。
 - ① 申請者名
 - ② 販売店名
 - ③ 製造メーカー
 - ④ モジュール型式
 - ⑤ 1 枚当たりの公称最大出力（ワット）
- ・ 複数の型式を設置される場合は、型式ごとに添付してください。
- ・ 梱包に同梱されている製造番号の写し（バーコード）を併せて提出してください。

6.7 接続契約のご案内の写し

太陽光発電システムで発電した電気が当該システムを設置した住宅で使用している事実を確認する書類です。受電（供給）地点特定番号が明記されているものを提出してください。

6.8 住宅の全景写真

助成対象機器を設置した住宅の全景写真を提出してください。

- ① 1階部分から建物全体（正面玄関側）を撮影すること。
- ② 建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合、複数に分かれても可。
- ③ 全景写真では、助成対象機器が写ってなくても可。
- ④ 写真は、カラーデータを提出すること。

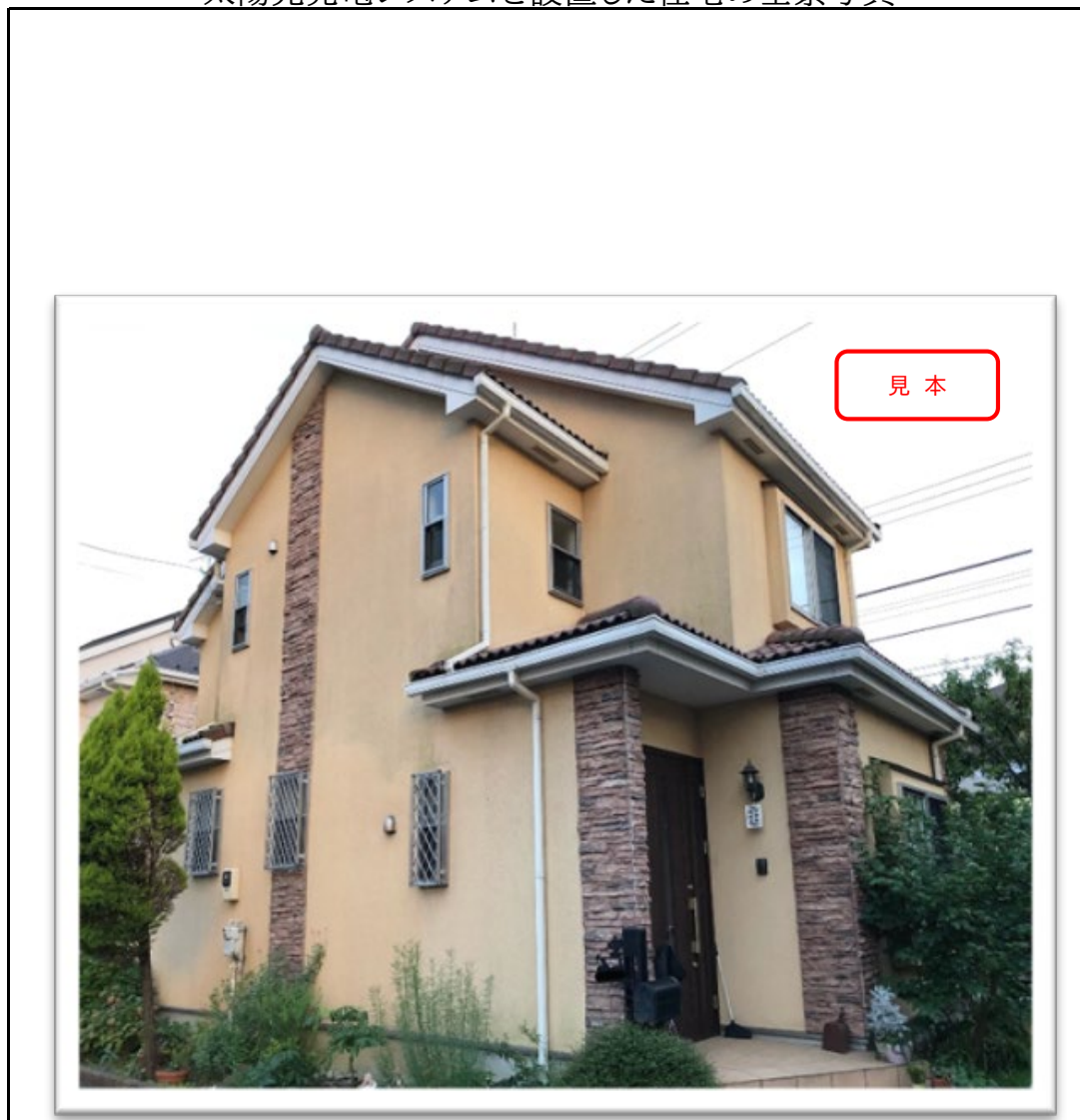
※ 日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合や居住用の住宅かどうか確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。

※ Google マップ等、web 上の地図の写しでの提出は認められません。

※ 1枚に収まらない場合は台紙を複写して、全ての写真を添付してください。

<提出例> 住宅の全景写真

太陽光発電システムを設置した住宅の全景写真



6.9 モジュールの設置完了後の写真

設置したモジュールの全体が確認できる写真を提出してください。

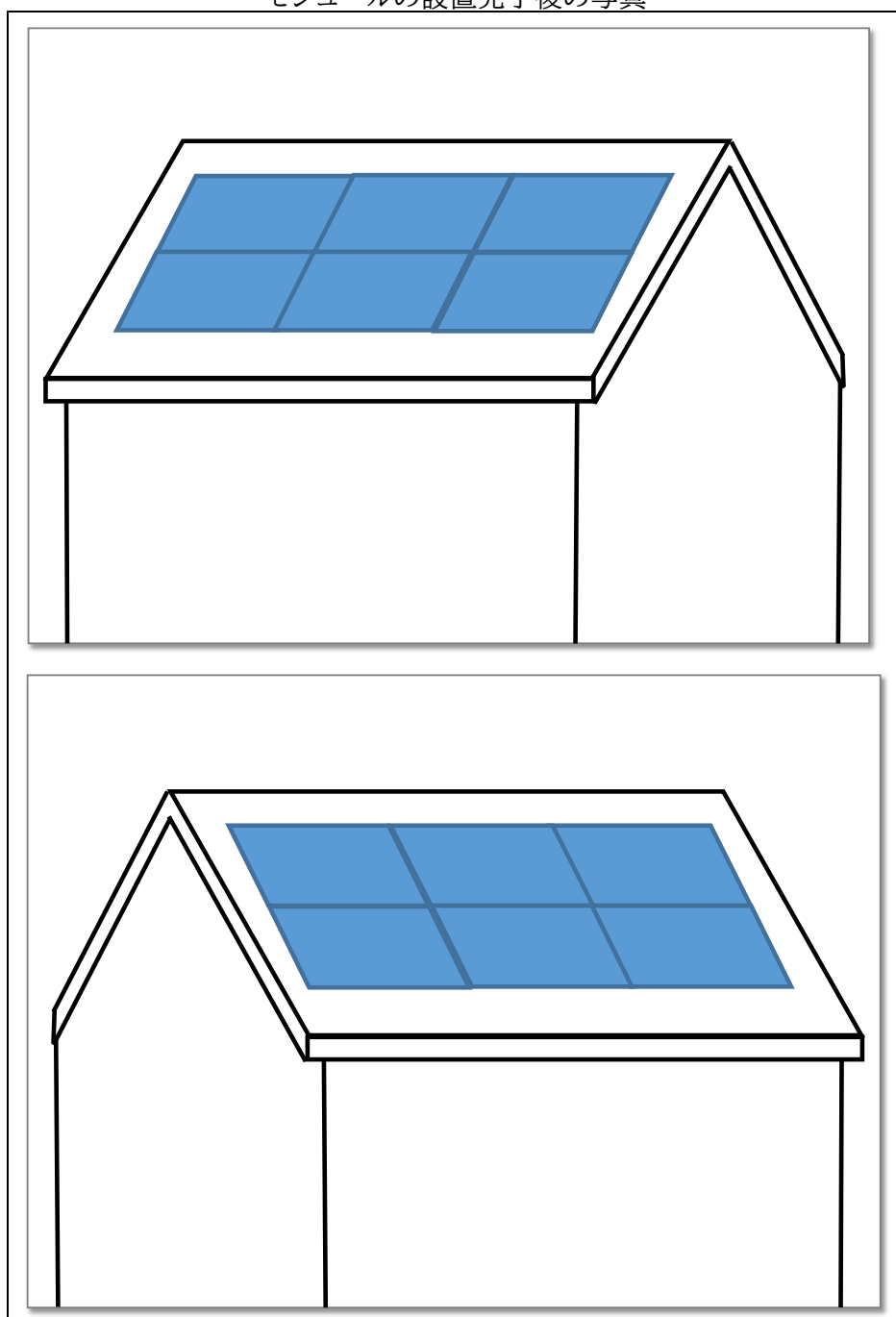
※陸屋根の集合住宅で架台設置を施工した場合、施工箇所が確認できる写真を提出してください。

- ① モジュールを設置した屋根のすべての設置面を撮影してください。
- ② 1枚の写真におさまらない場合は、複数枚撮影してください。
- ③ 写真は、カラーデータを提出してください。

※ モジュール設置写真の提出例を参考に作成してください。

<提出例> モジュールの設置写真

モジュールの設置完了後の写真

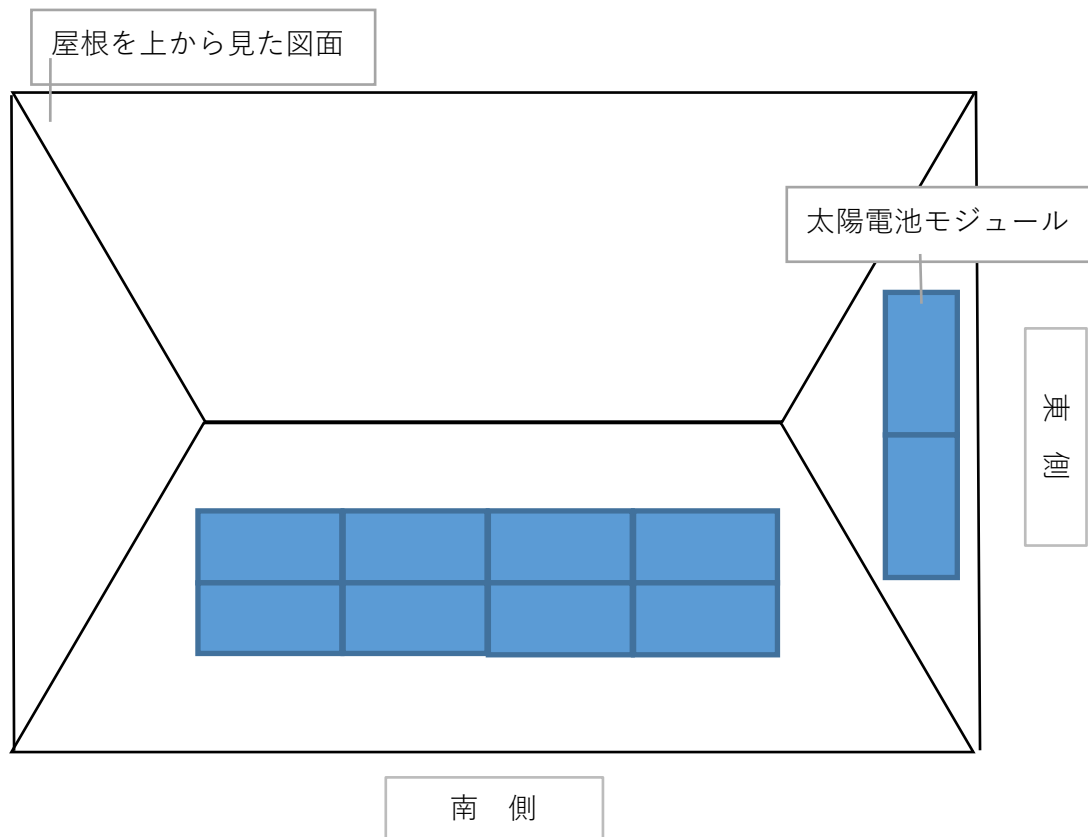


6.10 モジュールの割付図

太陽光発電システムの設置工事の際に作成する太陽光モジュールの配置図等でモジュールの枚数がわかるものを提出してください。

※モジュールの枚数は、保証書等と一致していることを確認してください。

<提出例>

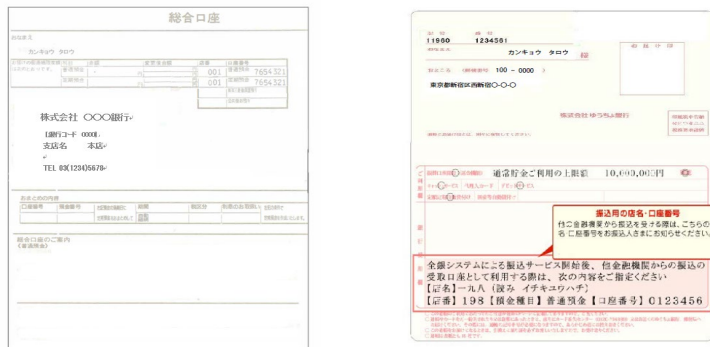


	モジュール型式	枚数
南側	xxxxxxxxxxxxxxxx	8 枚
東側	xxxxxxxxxxxxxxxx	2 枚

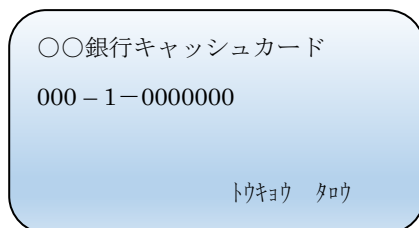
6.11 口座情報の写し

助成金実績報告書の「助成金振込先に関する情報」記載の内容を証明する書類です。

- ・ 振込口座情報の以下の項目が記載されているものの写しを貼り付けてください。
 - ① 金融機関名（コード）
 - ② 支店名（コード）
 - ③ 預金種類
 - ④ 口座番号
 - ⑤ カタカナの口座名義人氏名（※助成金申請者と同一の口座名義であること）
- ・ 通帳の振込口座情報が記載されているページの見開きコピー



- ・ キャッシュカードのコピー



※前述の①～⑤がすべて記載されているか確認してください。

※預金種類の無いキャッシュカードの場合は預金種類の確認できる資料も添付してください。

- ・ インターネットバンキングの該当ページ

※インターネットバンキング等で通帳不発行の場合は、金融機関発行のものもしくは、金融機関ホームページのログイン後画面の写しで、上記①～⑤が確認できるものを提出ください。

6.12 契約等による地位承継の原因契約書類の写し

「契約等による被交付者の地位承継届出書」と同時に提出する承継の原因契約（被交付者が個人建築主との間で締結した注文住宅の工事請負契約や分譲住宅を住宅購入者へ販売する際の売買契約等）の契約書を提出してください。契約書の必須記載事項は下記の6点です。

（⑦については、重要事項説明書等により、相手方へ書面を提示して説明した場合には特約等の記載は必須ではありません）。

- ① 契約締結日
- ② 契約者（請負者、販売者）【被交付者】
- ③ 設置先地番
- ④ 契約内容（助成対象機器）
- ⑤ 契約者（注文者、購入者）
- ⑥ 契約者印（注文者印、購入者印）
- ⑦ 特約等

（当該契約にて、本助成金を受けていること、助成金相当額が控除されていること、助成金交付に係る義務が全て承継されること等を約定している場合のみ）

※契約変更等で契約書が複数ある場合は、対象機器が入っている最終の契約書を提出すること。

※契約書が複数ページの場合、併せて【参考書式】契約書確認項目一覧表で上記の該当箇所が分かる一覧を作成の上、提出してください。

<記入例> 【参考書式】契約書確認項目一覧表_販売（売上）（ホームページに掲載）

契約書確認項目一覧表

交付決定番号:	●●00001
申請者:	株式会社 ○○/△
項目	記載箇所 (※1)
契約締結日	①
契約者 (請負者、販売者)	②
設置先地番	③
契約内容 (助成対象機器) (※2)	④
契約者 (注文者、購入者)	⑤
契約者印 (注文者、購入者印)	⑥
特約等 (※3)	⑦

(※1) 契約書の該当箇所にマーカー等で番号等を振ってください。

(※2) 件名で助成対象機器が判断できない場合は、助成対象機器が記載されている箇所をマーカー等で番号を振ってください。

(例) 太陽光発電システムの工事費と蓄電池システムの機器費

(※3) 本契約書の特約等で「本助成金を受けていること」、「助成金相当額が控除されていること」、「助成金交付に係る義務が全て承継されること」を定めている場合は、その記載箇所をマーカー等で明示ください。

記載例

収入印紙

請負契約書

工 事 名 称 環境様邸 西新宿一丁目新築工事

工 事 場 所 東京都新宿区西新宿1-2-3

注文者名 環境 花子

住所 東京都○○区○○1-2-3

請負者名 株式会社 ○○/△

住所 東京都●●区●●1-1-1

注文者と請負者は、この契約書によって工事契約を結ぶ。

1. 工期 令和 x年 x月 xx日 ~ 令和 x年 x月 xx日

2. 引渡 令和 x年 x月 xx日

3. 請負金額 金 20,000,000 円 (税別)

4. 支払方法

5. 再エネ機器 太陽光発電システムの機器・蓄電池システム

この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名捺印し、各自1通を保有する。

【特約】 ⑦

環境様邸 西新宿一丁目新築工事に設置された太陽光発電システム、蓄電池システム（以下「助成対象機器」という。）は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）より「特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業」（以下、「当該事業」という。）の助成金を受けており、本契約は、当該事業の助成金額相当額が控除されており、助成対象機器を所有するにあたり、助成金の交付に伴う義務も引継がれます。以下のとおり助成対象機器の管理を行い、③、④、⑤に該当する場合には、公社へ申請、または届出を行ってください。

① 公社又は公社の指定する者が助成対象機器の稼働状況の現地調査等を行う場合は、△△はその現地調査等に協力すること。

② 注文者は助成対象機器が設置された住宅の検査済証の交付日から、当該事業で規定された処分制限期間（太陽光発電システム 17年、蓄電池システム 6年、以下「処分制限期間」という。）においては、専任管理者の注意をもって管理しなければならない。処分制限期間内に助成対象機器に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとらなければならない。

③ 処分制限期間内に、注文者の氏名、住所等の変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から速やかに、当該事業で規定される変更届出書を公社に提出しなければならない。

④ 注文者は、処分制限期間内に、助成対象機器の譲渡等により当該助成対象機器等の所有者を変更しようとする場合は、予め当該事業で規定される「契約等による被交付者の地位承継申請書」を公社に提出しなければならない。その申請が公社へ認められた場合においては当該事業の助成金の交付に伴う義務は、全て変更後の所有者に移転するものとする。

⑤ 注文者は、公社の承認を受けずに、助成対象機器の処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、担保の担保の用に供し、又は廃棄することを行う。以下同じ。）をしてはならない。ただし、処分制限期間を経過した場合はこの限りでない。

⑥ 注文者は、助成対象機器の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ、当該事業で規定される「取得財産等処分承認申請書」を、公社に提出するものとする。

7. 補足資料等

7.1 補足1 優れた機能性を有する太陽光発電システムの設置について

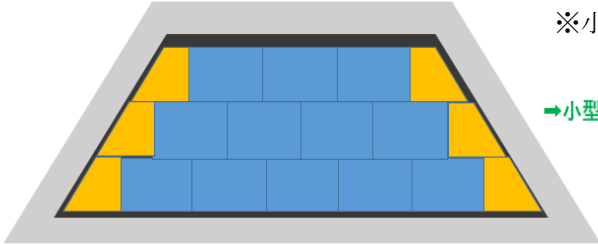
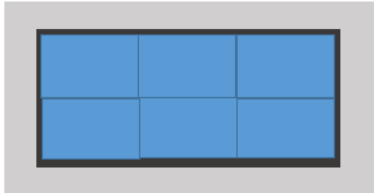
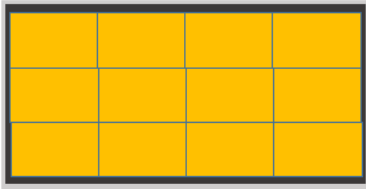
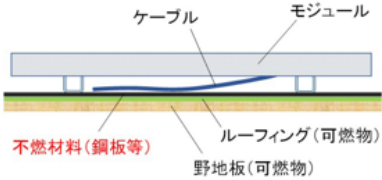
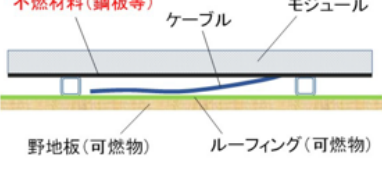
優れた機能性を有する太陽光発電システム（以下「機能性 PV」という。）として認定された製品については、令和5年度から「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」、「特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業」及び「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」において、上乗せ補助を行います。

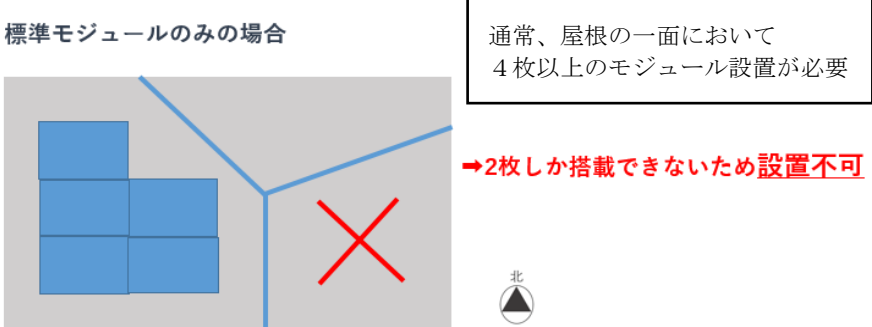
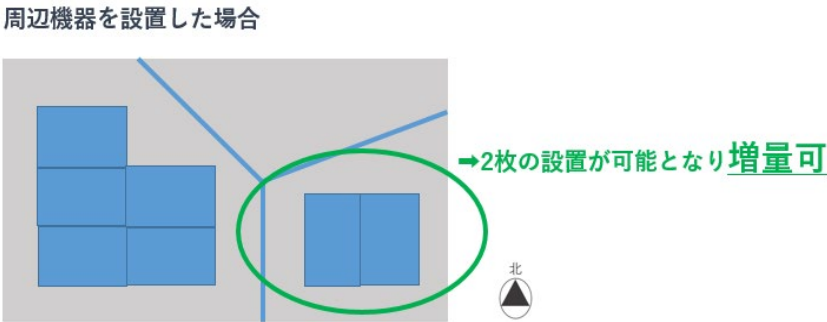
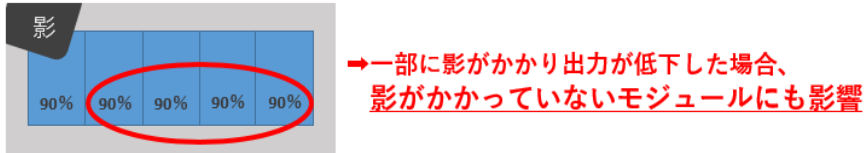
優れた機能性を有する太陽光発電システム認定一覧に掲載されている製品が上乗せ補助の対象となります。条件等が付されていることがありますので、当該認定一覧をよくご確認ください。

なお、太陽電池モジュールと周辺機器については、あわせて申請を行うことが可能です。

機能性 PV は、次に掲げる区分に応じた留意事項を踏まえ設置してください。

機能性の区分	留意事項
全区分共通	各機能性 PV は、設置する住宅等によって、太陽電池モジュールの設置高さや屋根面の位置や勾配等の条件が異なりますので、個別に強度や構造、配線等からの延焼防止対策等を確認した上で設置してください。
【太陽電池モジュール】 小型 （台形・三角形・建材形） （方形）	標準型の太陽電池モジュールでは搭載が困難な形状・面積の屋根に設置する場合や、設置総量の増大につながる場合に設置してください。 ● 標準モジュールの場合 ● 小型モジュールの場合 屋根周辺部は強度の関係で設置困難

	● 標準+小型モジュールの場合  ※小型の台形を設置 →小型モジュール利用で<u>増量可</u>
[太陽電池モジュール] 建 材 一 体 型 (屋根)	建材一体型として認定を受けた太陽電池モジュールは、通常のモジュールよりも搭載量が多くなるよう設置してください。建材一体型（屋根）は通常のモジュールでは設置できない屋根の端部まで設置が可能です。 また、建材一体型として認定を受けた太陽電池モジュールは、設計用基準風速（42m/s）を用いて、設置高さ、箇所、屋根勾配等により計算した強度に耐えることができるよう設置してください。 ● 標準モジュールの場合  →屋根の端まで設置不可 ● 建材一体型モジュールの場合  →建材一体型モジュール利用で<u>増量可</u> また、防火の観点から、鋼板等敷設型か鋼板等付帯型により設置をしてください。 ● 鋼板等敷設型  ケーブル モジュール 不燃材料(鋼板等) ルーフィング(可燃物) 野地板(可燃物) モジュール直下のルーフィング表面に、鋼板等の不燃材料を敷設するタイプ ● 鋼板等付帯型  不燃材料(鋼板等) ケーブル モジュール 野地板(可燃物) ルーフィング(可燃物) 裏面に鋼板等の不燃材料を付帯したモジュールをルーフィング上に直接設置するタイプ ※消費者庁 平成 31 年 1 月 28 日「住宅用太陽光発電システムに起因した住宅の火災事故に注意」から抜粋

[太陽電池モジュール] 軽量型	既存住宅等への設置にあたっては、屋根が太陽電池モジュールを設置した場合に予想される荷重に耐えられる強度を有することが必要です。軽量型太陽電池モジュールを設置することで建物への荷重を軽減することができます。なお、新築住宅等への設置は、上乗せの補助の補助対象にはなりません。
[太陽電池モジュール] 防眩型	光害のリスクが想定される場合、防眩型太陽電池モジュールを設置することで周囲への光害リスク発生を抑制することができます。
[周辺機器] PV 出力最適化	周辺機器のうち直流電力変換装置として認定を受けた製品を設置すると、その変換ロスが生じます。変換ロス以上の発電出力を得られる効果がある、次のような場合に設置をしてください。 なお、当該認定製品を用いて太陽光発電システム全体で機能を有するよう構成してください。 【異方位でストリングを構成する場合】 ● 標準モジュールのみの場合  ● 周辺機器を設置した場合  ※ストリング：太陽電池モジュールを直列に接続したひとかたまりの回路 【恒常的な部分影が発生する場合】 一部の太陽電池モジュールに電柱などにより一時的な影の影響で発電出力低下が生じた場合、他の太陽電池モジュールの発電出力の低下を緩和させるよう、当該認定製品を用いて太陽光発電システム全体で機能を有するよう構成してください。 ● 標準モジュールのみの場合 

● 周辺機器を設置した場合



→ 影の影響を最小化し、
個々のモジュールの発電量を最大化

7.2 補足2 優れた機能性を有する太陽光発電システムに関する基準について

(令和5年2月28日付4環気環第318号)より抜粋

別表2 市場における付加価値が高い機能性 PV の製品（上乘せ措置：5万円 kW）

機能性の区分		要件
太陽電池 モジュール	小型 (台形、三 角形、建材 形)	・面積が 1.0 m²未満であること。 ・形状が台形、三角形又は建材形（一辺と他辺が2倍以上のものであって、屋根建材のデザイン性を有するもの）であること。
	建材一体型 (屋根)	・戸建住宅の屋根に設置できるものであること。 ・屋根の端部に設置可能な構造及び強度であること。 ・設計用基準風速（42m/s）に耐える強度であること。 ・鋼板等付帯型又は鋼板等敷設型の設置が可能であって、かつ配線等からの延焼を防止した構造であること。
	建材一体型 (屋根以 外)	・屋根以外に設置できるものであること。 ・建材種類を指定すること。
	防眩型	・表面の入射角 60 度の反射率が 0.6%以下又は太陽電池セル上の光沢度（60 度）が 7.0 以下であること。

別表3 市場における付加価値がやや高い機能性 PV の製品（上乘せ措置：2万円 kW）

機能性の区分		要件
太陽電池 モジュール	小型 (方型)	・面積が 1.0 m²未満又は一辺の長さが 1,200mm 以下かつ当該一辺と対辺ではない辺の長さが 1,000mm 以下であること。
周辺機器	PV 出力最適 化	・一部の太陽電池モジュールに影等の影響で一時的な発電出力低下が生じた場合に、その影響を受けない他の電氣的に接続された太陽電池モジュールの発電出力の低下を緩和させる機能（以下「最適化」という。）を有するシステムであること。 ・パワーコンディショナの最大変換効率が 95.5%（力率 1.0 時）以上であること。 ・太陽電池モジュールからパワーコンディショナまでの間に直流電力変換装置を設置する場合は、当該装置の最大変換効率が 99.0%以上であること及び当該装置の発電出力の最適化効果がある適用範囲を指定すること。 ・適合する太陽電池モジュールの仕様を示すこと。

7.3 補足3 提出様式における住宅環境性能等の記載について

交付要綱第8条に定める事業計画表(第3号様式)及び同第19条第1項に定める助成事業実績報告書兼助成金交付請求書(第16号様式)の別紙 事業実績表において、住宅の環境性能に関する記載項目があります。こちらの記載は、令和7年度より施行される「建築物環境報告書制度」に際しまして、事業者の皆様の計画的な取組を試行的に実施いただくことを目的としたものです。

上記様式を記載する際の考え方については、以下を参考としてください。

※注意※

- ・交付要綱第5条の一から四に定める助成対象事業を行う住宅を対象として記載してください。
(対象住宅の供給に関する基準日が確認済証交付日ではなく、検査済証交付日である点に特に注意してください。)
- ・事業計画表(第3号様式)に記載する際は、計画段階の見込みを記載してください。
- ・令和5年度においては、事業計画表(第3号様式)及び助成事業実績報告書兼助成金交付請求書(第16号様式)における住宅環境性能等に係る記載内容によって交付決定の可否や交付金額が変更となることはありませんので、予めご了承ください。

(1) 断熱基準適合状況

対象となる全ての住宅において、外皮性能熱貫流率(UA値)(※)が0.87を満たす(0.87以下)の場合は「適合」、満たさない(上回る)住宅がある場合は「不適合」を記載してください。
(※) 外皮性能熱貫流率(UA値)は、一棟ごとに計算される値となります。

対象住宅	基準値
全ての住宅(注文住宅、分譲戸建住宅、集合住宅等)	UA値 $\leq$ 0.87

(2) 省エネ基準適合状況

次の①から③までの住宅区分ごとにBEI値の平均(※)を算出し、①から③までのすべての住宅区分において、当該平均値が当該区分において適用される基準値を満たしている場合は「適合」、満たしていない区分がある場合は「不適合」を記載してください。

(※) BEI値は住宅区分(注文住宅、分譲戸建住宅、集合住宅(賃貸共同住宅、分譲共同住宅)ごとの平均値を計算してください(一棟ごとの計算ではありません)

①注文住宅

事業者の区分	基準値
住宅トップランナー制度※に定める基準が適用される事業者	平均BEI値 $\leq$ 0.8
それ以外の事業者	平均BEI値 $\leq$ 1.0

②分譲戸建住宅

事業者の区分	基準値
--------	-----

住宅トップランナー制度※に定める基準が適用される事業者	平均BEI値 ≤ 0.85
それ以外の事業者	平均BEI値 ≤ 1.0

③賃貸共同住宅又は分譲共同住宅

事業者の区分	基準値
住宅トップランナー制度※に定める基準が適用される事業者	平均BEI値 ≤ 0.9
それ以外の事業者	平均BEI値 ≤ 1.0

※住宅トップランナー制度

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（建築物省エネ法）に基づき、国が、一年間に一定戸数以上の住宅を供給する事業者に対して、目標年次と省エネ基準を超える水準の基準を定め、新たに供給する住宅について平均的に満たすことを努力義務として課す制度です。

制度及び基準の詳細については、国土交通省のホームページ等をご確認ください。

（３）ZEV充電設備基準適合状況

対象となる住宅の内、駐車場を有する住宅について、戸建住宅/集合住宅の区分に分類した上で、下の表に記載の条件を満たす住宅（※）について、**該当する基準を全ての住宅において満たす場合は「適合」、満たさない場合は「不適合」を記載してください。**

（※）区分に分類したうえで、適合状況を一棟ごとの適合状況をご確認ください。

条件		整備基準	
		配管等	充電設備
戸建住宅	駐車場を有する住宅	1台分以上	—（任意）
集合住宅	10台以上の駐車区画を有する住宅	駐車区画の20%以上 （実装整備分を含む）	1台分以上整備

《算定にあたっての参考情報》 ※令和5年5月1日時点の情報です。

- ・東京都環境局ホームページ 太陽光ポータル 制度改正に関する情報

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/solar_portal/program.html

- ・国土交通省 建築物省エネ法 法関連 基本情報

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/08.html>

- ・環境省 ZEB PORTAL（ゼブ・ポータル）用語集

<https://www.env.go.jp/earth/zeb/terms/>

- ・一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター 住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム

<https://house.lowenergy.jp/contact>

《報告書制度に関するお問い合わせ》

建築物環境報告書制度に関するご相談等につきましては、以下の連絡先にお問い合わせ下さい。

◎ワンストップ相談窓口(クール・ネット東京)

電話番号: 03-5990-5236 受付時間: 平日 9時から17時まで

特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業
助成金申請の手引き

Ver.1.0

□発行・編集 令和5年5月

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)
〒163-0810
東京都新宿区西新宿2-4-1
新宿 NS ビル 10 階